

第3次

美祢市男女共同参画しあわせプラン

～ 認めあい 支えあい とともに歩むまち美祢 ～



最優秀作品（秋芳中学校 古谷周音さん）

令和3年3月
美 祢 市

はじめに

人口減少及び少子高齢化が進行する中、持続可能な地域社会をつくるためには、男女が共に責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

美祢市では、平成 21 年 3 月に「美祢市男女共同参画しあわせプラン」を策定し、平成 24 年 3 月には「美祢市男女共同参画推進条例」を施行しました。その後、平成 28 年 9 月には「第 2 次美祢市男女共同参画しあわせプラン」を策定し、市民の皆様と共に様々な施策に取り組んでまいりました。



しかし、令和 2 年度に行った市民意識調査の結果「夫は仕事、妻は家庭」といった言葉に代表される「固定的な性別役割分担意識」が減少した一方で、政策・方針決定の場への女性の参画の促進など、解決すべき課題が多く残されていることが明確になりました。

このような状況の中、男女共同参画に関する市民の意識向上や様々な課題に対応するために、この度、今後 5 年間に取り組むべき施策の指針とする「第 3 次美祢市男女共同参画しあわせプラン」を策定いたしました。

男女共同参画社会の実現は、性別にかかわらず誰もが暮らしやすい社会を築くことであり、国の最重要課題にも位置付けられています。

本市におきましても「美祢市総合計画」の将来都市像に示すまちづくりを進めていくために、性別にかかわらず市民一人ひとりが輝く地域の活性化が重要であることから、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定に当たりご提言いただいた美祢市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、意識調査などで多くの貴重なご意見やご協力をいただいた市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

美祢市長 篠田 洋 司

～ 目 次 ～

第1章 プランの策定に当たって	1
【1】プラン策定の社会的背景と趣旨	1
【2】男女共同参画社会について	2
【3】男女共同参画に関する社会の動き	3
【4】山口県の動き	6
第2章 プランの概要	7
【1】プランの位置付け	7
【2】プランの期間	8
【3】プランの策定体制	8
第3章 本市の現状と課題	9
【1】本市の男女共同参画を取り巻く現状	9
【2】アンケート調査結果から読み取れる課題	16
【3】第2次プランにおける取組内容と課題の整理	27
【4】本市の主な課題のまとめ	33
第4章 計画の基本的な考え方	36
【1】基本理念と基本目標	36
【2】施策の体系	39
第5章 プランの内容	40
【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の推進	40
【基本目標2】ワーク・ライフ・バランスの推進（女性活躍推進計画）	44
【基本目標3】働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）	45
【基本目標4】あらゆる場における女性活躍の推進（女性活躍推進計画）	47
【基本目標5】地域社会における男女共同参画の推進	48
【基本目標6】生涯を通じた健康づくりの推進	51
【基本目標7】あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進（DV防止市町村基本計画）	53
第6章 数値目標の設定	56
第7章 プランの推進	58
【1】庁内の推進体制の整備	58
【2】男女共同参画の推進に関する審議会の設置・運営	58
【3】国・県・関係機関・各種団体との連携	58
【4】計画の周知	58

資料編	-----59
1 策定経過	----- 59
2 美祢市男女共同参画審議会委員名簿	----- 60
3 美祢市男女共同参画推進条例	----- 61
4 美祢市男女共同参画推進条例施行規則	----- 63
5 美祢市男女共同参画推進本部設置要綱	----- 64
6 男女共同参画社会基本法	----- 66
7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	---- 70
8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	---- 78
9 山口県男女共同参画推進条例	----- 86
10 用語解説	----- 89

第1章 プランの策定に当たって

【1】プラン策定の社会的背景と趣旨

少子高齢化の急速な進行とともに、総人口が減少に向かう我が国においては、労働力人口の維持や生産性の向上などが大きな社会的課題となっています。一方で、ICT（情報通信技術）の進化に伴うAI（人工知能）の急速な進展やあらゆる「モノ」をインターネットに接続して新たな価値を生み出すIoTといった先端技術は、産業や人々の暮らしに様々な影響を与え、働き方にも大きな変革をもたらそうとしています。

そのような中、働く女性は増加傾向にありますが、仕事と家庭や子育て、家族の介護などを両立できる環境が十分に整っていないことなどから、就労を継続していくことに困難を抱える人も少なくありません。また、社会における人々の意識や慣習の中には、依然として「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される「固定的な性別役割分担意識」が根強く残る現状があり、企業等においては、結婚や妊娠、出産などのライフステージの転機における退職の慣行など、女性の力が十分に生かされていない状況もみられます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の日常生活に大きな影響を及ぼしています。感染拡大に伴う外出自粛などに伴い、テレワークや時差出勤など働き方に変化がみられる一方で、外出自粛に伴う不安やストレスなどから、家庭内でのDV被害等も危惧されています。

これからの男女共同参画の取組に当たっては、人々の暮らしや働き方の変化にも配慮した、よりきめ細かな対策が必要となっています。

本市においては、男女が共に夢や希望を実現することで、一人一人の人生を豊かにする男女共同参画社会の実現を目指して、平成22年3月に「男女共同参画社会基本法」の規定に基づく市町村男女共同参画計画として「美祢市男女共同参画しあわせプラン」を策定し、その後、平成28年9月に「第2次美祢市男女共同参画しあわせプラン」（以下「第2次プラン」という。）を策定しました。策定当初より、その基本理念を「認めあい 支えあい とともに歩むまち美祢」と定め、市民一人一人の理解と協力の下、男女が社会の対等なパートナーとして、社会のあらゆる分野に共に参画し、喜びも責任も共に分かち合える社会の実現を目指して、様々な施策を推進しています。

第2次プランは、令和2年度までを対象期間としており、この度、計画期間の満了に伴い、新たに「第3次美祢市男女共同参画しあわせプラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。

【2】男女共同参画社会について

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。その考え方にに基づき、次の5つの基本理念を掲げるとともに、国や地方公共団体及び国民の役割を示しています。

【男女共同参画社会基本法の5つの基本理念※】

男女の人権の尊重	●男女の個人としての尊厳を重んじ、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮できる機会を確保し、男女の人権が尊重されること。
社会における制度又は慣行についての配慮	●性別による固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考える。
政策等の立案及び決定への共同参画	●男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する。
家庭生活における活動と他の活動の両立	●男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする。
国際的協調	●男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩み、他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む。

【国・地方公共団体及び国民の役割※】

国の責務 ●基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定 ●積極的改善措置を含む、男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施	地方公共団体の責務 ●基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む。 ●地域の特性を生かした施策の展開	国民の責務 ●男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている。
---	---	---

※「男女共同参画社会基本法」及び内閣府男女共同参画局ホームページより作成

【3】男女共同参画に関する社会の動き

1 国際的な動き

昭和 50 年、国連において女性の地位向上を目指して設けた「国際婦人年」をきっかけとして、世界では男女共同参画に関する動きが始まりました。

近年では、令和 2 年 3 月に、規模を縮小して開催された「第 64 回国連婦人の地位委員会」をはじめ、女性の地位向上を目指した国際的な取組が継続して進められています。しかし、一方で、我が国は、令和元年 12 月に発表された、各国内の男女間の格差を数値化した「ジェンダー・ギャップ指数※」において 153 か国中 121 位と、OECD 加盟諸国の中でも非常に低い順位となっています。毎回、北欧諸国が上位を占め、過去の指数の推移をみても我が国は常に低い順位に位置しています。この理由としては、特に「政治」や「経済活動」の分野において男女の格差が大きいことがあげられ、男女共同参画において取り組む課題は依然として多いと考えられます。

【ジェンダー・ギャップ指数】

(153 か国中の順位)	経済活動の参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与	総合スコア
アイスランド(1 位)	0.839	0.999	0.968	0.701	0.877
ノルウェー(2 位)	0.798	1.000	0.972	0.598	0.842
フィンランド(3 位)	0.788	1.000	0.977	0.563	0.832
↓					
英国(21 位)	0.704	0.999	0.970	0.396	0.767
↓					
米国(53 位)	0.756	1.000	0.976	0.164	0.724
↓					
中国(106 位)	0.651	0.973	0.926	0.154	0.676
↓					
韓国(108 位)	0.555	0.973	0.980	0.179	0.672
↓					
日本(121 位)	0.598	0.983	0.979	0.049	0.652

資料:The Global Gap Report 2020

※スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。ジェンダーとは、社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」など、画一的で多数派の性差意識(社会的性別)のこと。

2 国の動き

(1) 第5次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会基本法の規定に基づき、平成12年に「第1次男女共同参画基本計画」を策定し、その後の見直しを経て平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を策定しています。さらに、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。

「第5次男女共同参画基本計画」においては、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

【第5次男女共同参画基本計画における目指すべき社会】

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs※で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

※（参考）本プランとSDGsとの関係

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27年9月に国連サミットで採択された、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」です。

SDGsは、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。

本プランにおいては、これらの目標のうち、特に5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」が関連する分野となっています。

本プランにおいては、このグローバルな視点も踏まえて策定します。



（２）女性活躍の推進

平成 28 年 4 月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が令和元年 5 月に改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大などが定められました。

「女性活躍推進法」では、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供をはじめ、職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備、女性の職業生活と家庭生活との両立に関する本人の意思の尊重といった、3 つの基本原則が示されています。国においては「女性活躍推進法」の規定に基づき「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を策定し、都道府県や市町村はその基本方針等を勘案して、計画を策定することとされています。また、平成 30 年 5 月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国、地方公共団体の責務や目標などを定め、政治分野における男女共同参画のより一層の推進が図られています。

（３）配偶者暴力防止に向けた取組の推進

平成 25 年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）の一部改正により、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされました。

【4】山口県の動き

山口県においては、令和2年度に「第5次 山口県男女共同参画基本計画」が策定されました。

この計画では「男女が共に活躍できる地域社会づくり」「男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革」「男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり」からなる基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた重点項目と具体的な施策が取りまとめられています。

【第5次 山口県男女共同参画基本計画の施策体系】

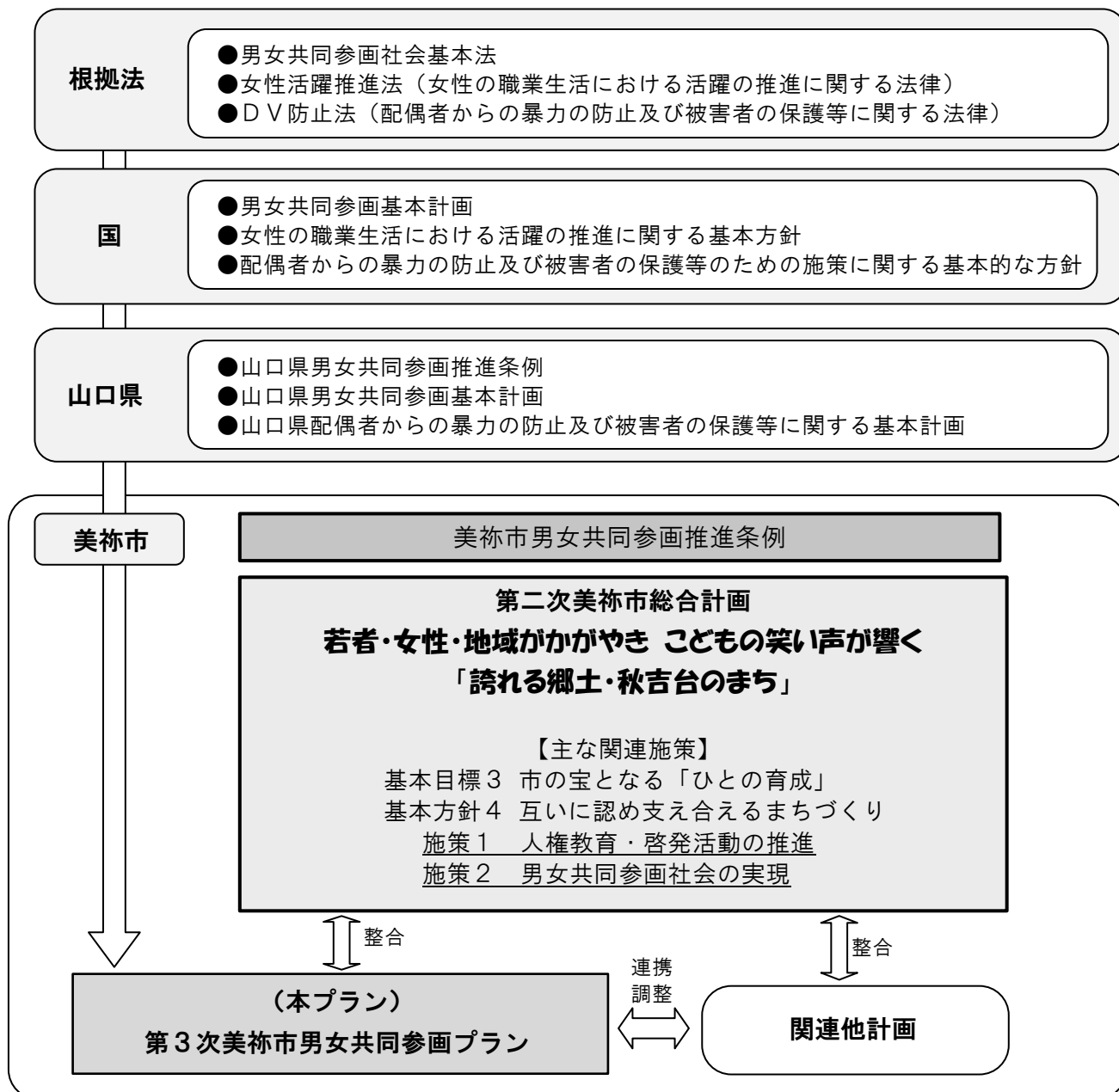
基本目標	重点項目
1 男女が共に活躍できる地域社会づくり	1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 3 地域における男女共同参画の推進
2 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革 5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
3 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	6 男女間における暴力の根絶 7 生涯を通じた男女の健康の支援 8 みんなが安心して暮らせる社会づくり

第2章 プランの概要

【1】プランの位置付け

本プランは「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」であるとともに「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」です。また「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」としても位置付けます。

本プランは「第二次美祢市総合計画」との整合及び「美祢市男女共同参画推進条例」の趣旨を踏まえるとともに、他の個別計画と連携した計画です。



【2】プランの期間

本プランの期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

【3】プランの策定体制

1 美祢市男女共同参画審議会

本プランの策定に当たっては、学識経験者をはじめ女性団体や地域、職域の関係者から構成される「美祢市男女共同参画審議会」に諮り、計画の内容について審議しました。

2 アンケート調査等の実施

計画の策定に当たり、本市在住の18歳以上の市民及び市内の中学校及び高等学校に在学する生徒を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査名称	美祢市 男女共同参画に関する 市民アンケート調査	美祢市 男女共同参画に関する 中学生・高校生アンケート調査
調査対象	18歳以上の市民	市内の中学校及び高等学校に 在学する生徒
調査方法	郵送配布～郵送回収	各学校を通して配布、回収
調査時期	令和2年7月	令和2年7月
配布数	1,500人	340件
有効回収数	503人	324件
有効回収率	33.5%	95.3%

3 パブリックコメント

パブリックコメント（意見募集）を実施することにより、市民から広く意見を募りました。

第3章 本市の現状と課題

【1】本市の男女共同参画を取り巻く現状

1 人口等の現状

本市の人口は、平成30年10月1日現在24,666人であり、平成26年から約2,100人の減少となっています。近年は、人口、世帯数共に緩やかに減少しており、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成26年の2.34人から平成30年で2.21人となっています。

【人口・世帯数の推移】

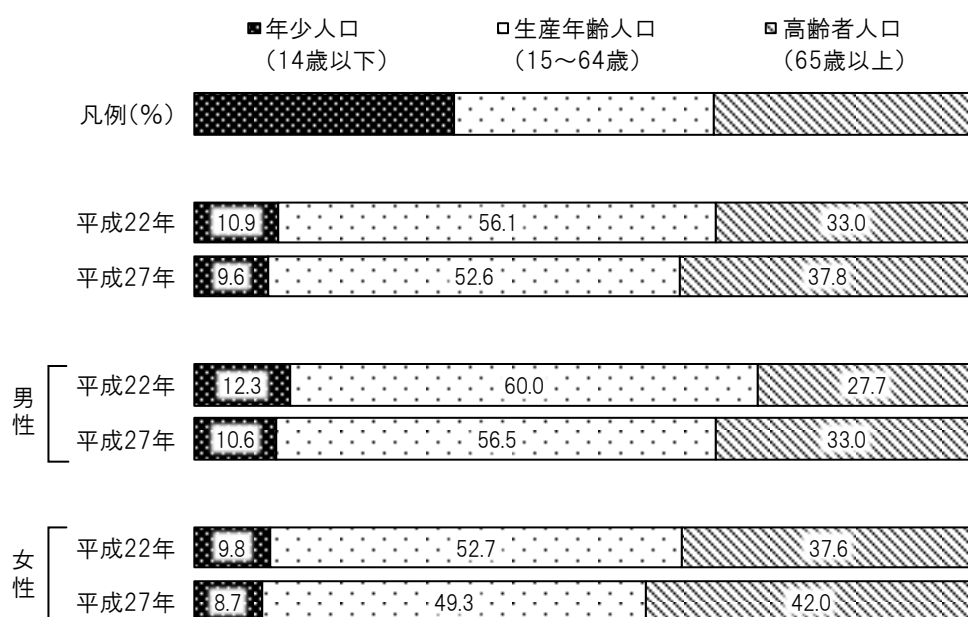
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
人口	26,719	26,206	25,750	25,252	24,666
世帯数	11,439	11,383	11,342	11,236	11,152
世帯人員(人/世帯)	2.34	2.30	2.27	2.25	2.21

資料：市民課(各年10月1日現在)

本市の年齢別人口をみると、平成27年では「年少人口(14歳以下)」の割合が9.6%、「生産年齢人口(15～64歳)」が52.6%、「高齢者人口(65歳以上)」が37.8%となっています。

高齢者人口の割合(高齢化率)は、平成22年の33.0%から平成27年で37.8%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

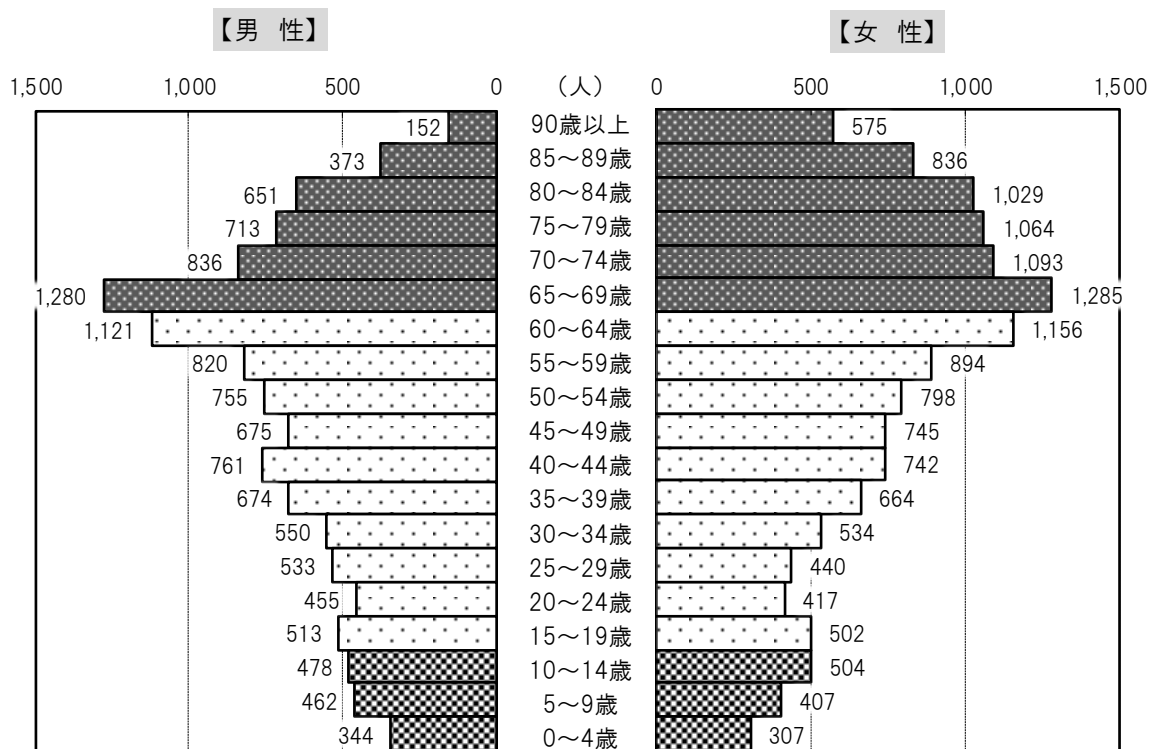
【年齢別人口構成比】



資料：国勢調査

年齢を5歳階級別で見ると、男女共に60歳代後半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっており、70歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）】

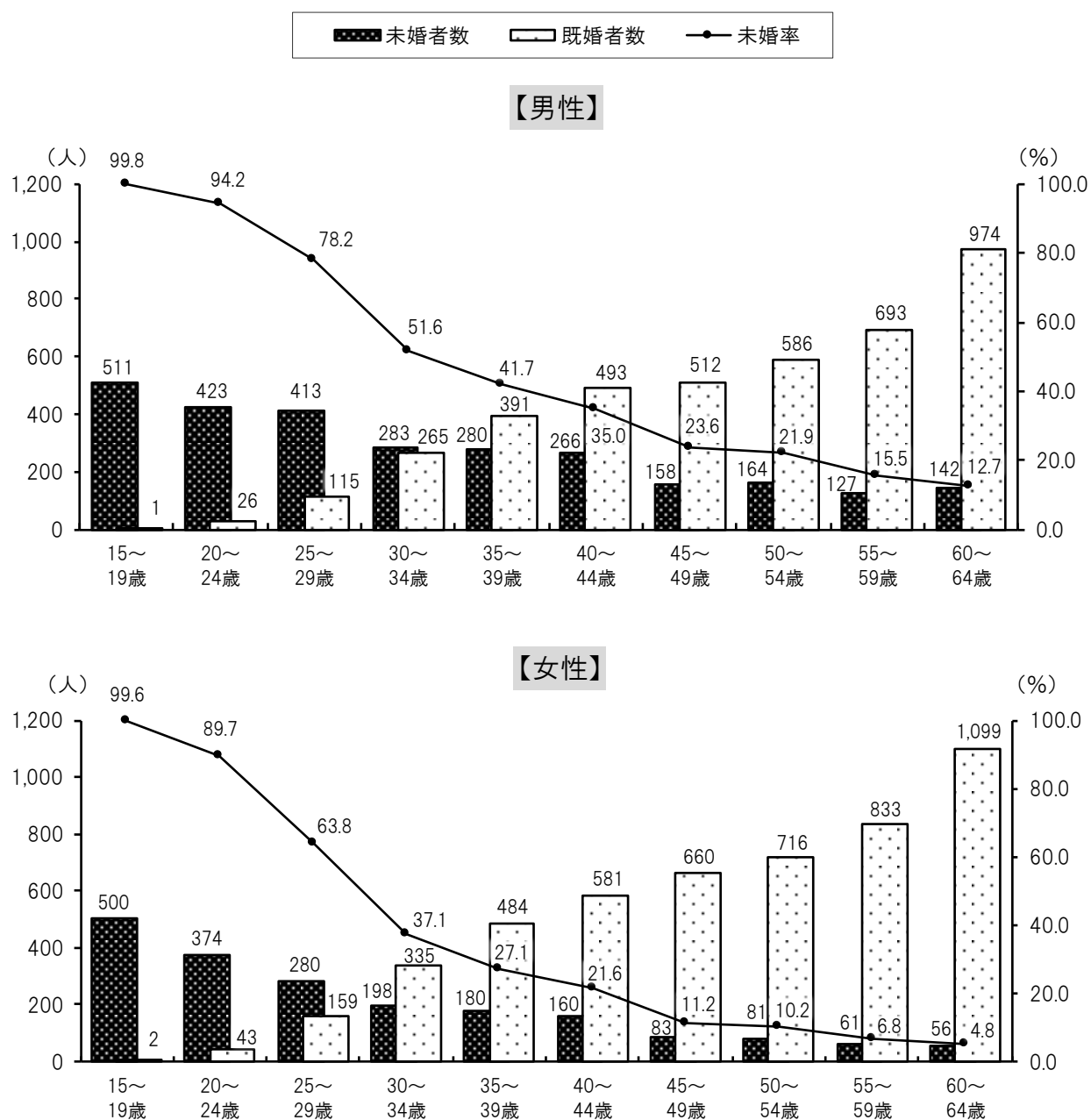


資料：国勢調査(平成27年)

2 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20 歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30 歳代後半になると大きく逆転することから、30 歳代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30 歳代前半から既婚者数が未婚者数を上回っています。

【年齢別未既婚者数と未婚率】

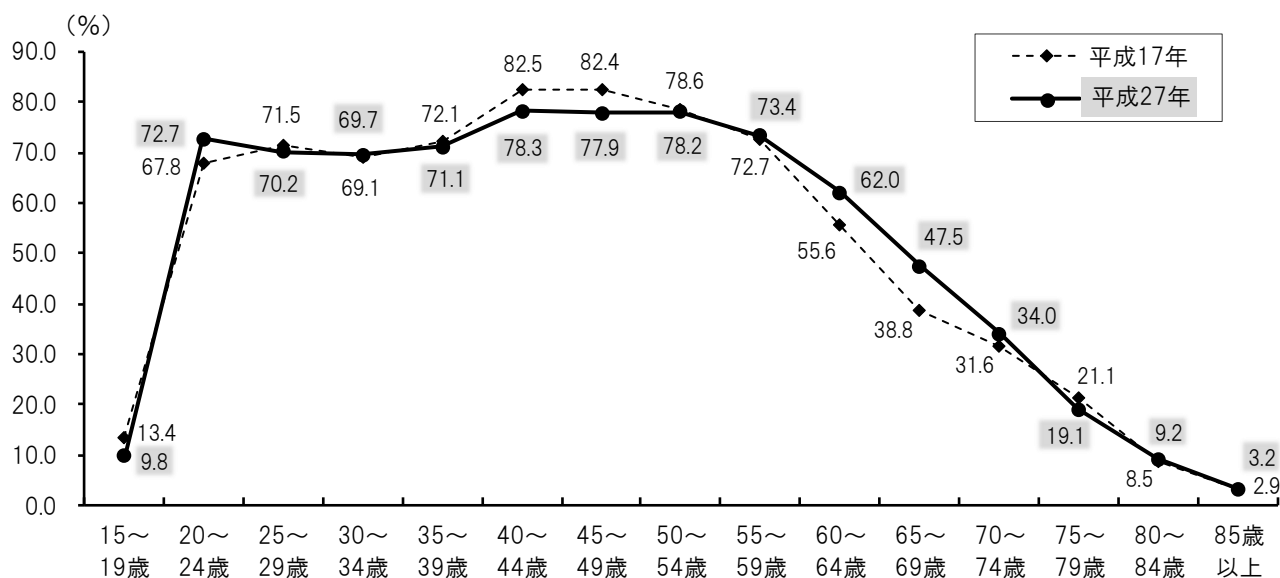


資料: 国勢調査(平成 27 年)

3 女性の就業率

本市における女性の就業率をみると「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ※」の傾向はみられず、以前に比べ緩やかな「台形」に変化しつつあります。また、平成17年と比べ、60歳代の就業率が高くなっています。

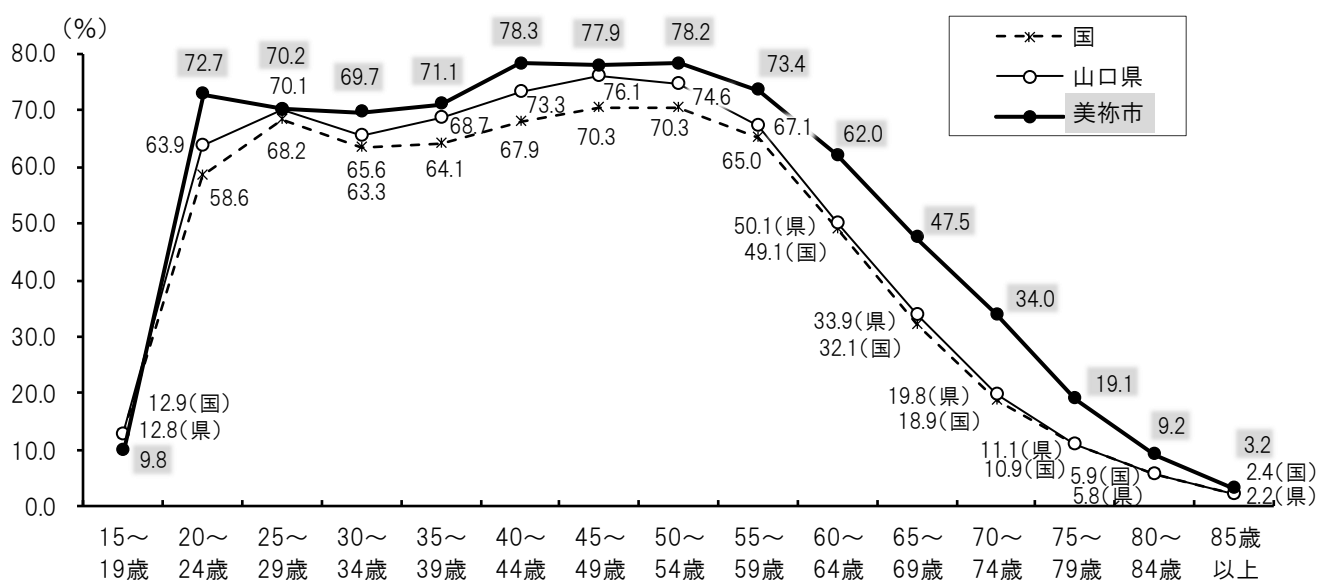
【女性の就業率（経年比較）】



資料：国勢調査

本市における女性の就業率は、全体的に山口県や国の平均を大きく上回っています。

【女性の就業率（県・国比較）】



資料：国勢調査(平成27年)

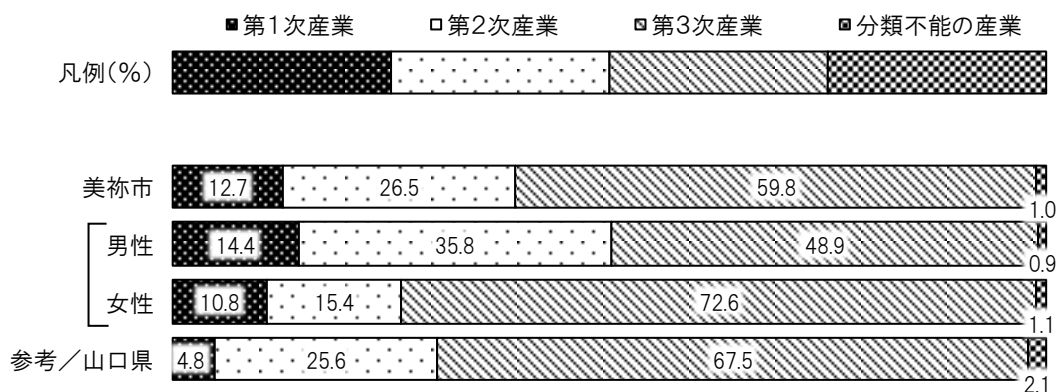
※【M字カーブ】日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30歳代前半を谷とし、20歳代後半と30歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

4 産業別就業者構成比

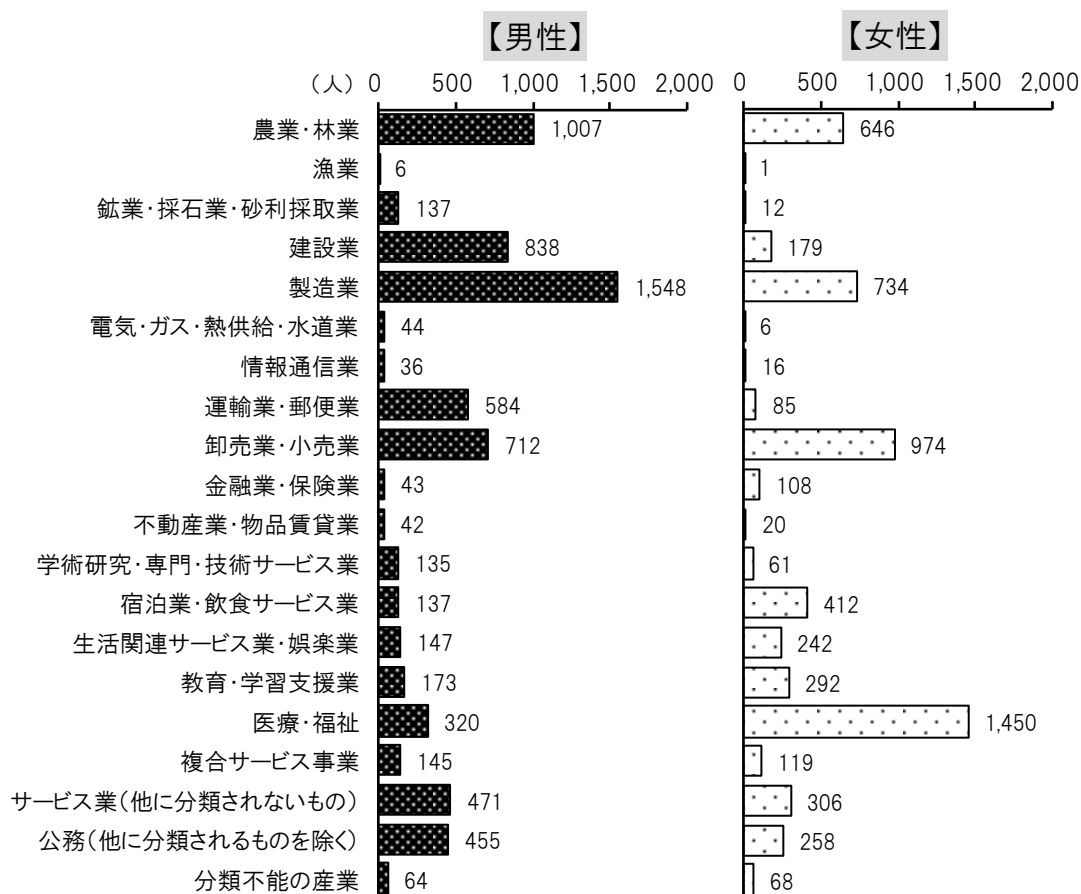
本市の産業別就業者構成比をみると、平成 27 年では第 1 次産業の割合が 12.7%、第 2 次産業が 26.5%、第 3 次産業が 59.8%となっています。山口県全体と比べ、第 3 次産業の割合は低くなっていますが、第 1 次産業の割合は山口県を上回っています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「製造業」「建設業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



【産業大分類別 15 歳以上就業者数】

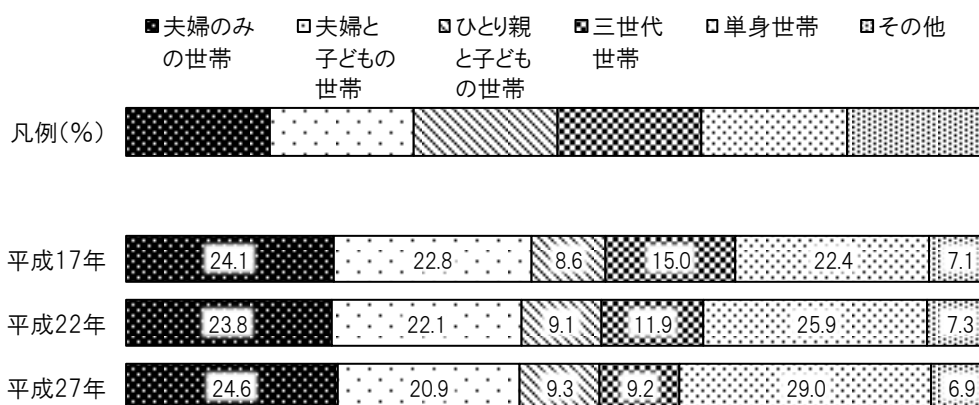


資料：国勢調査(平成 27 年)

5 世帯構成の推移

世帯構成について、平成 17 年から平成 27 年までの推移でみると「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」などは増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は緩やかに減少しています。また、世帯人員が多い「三世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

【世帯構成の推移】

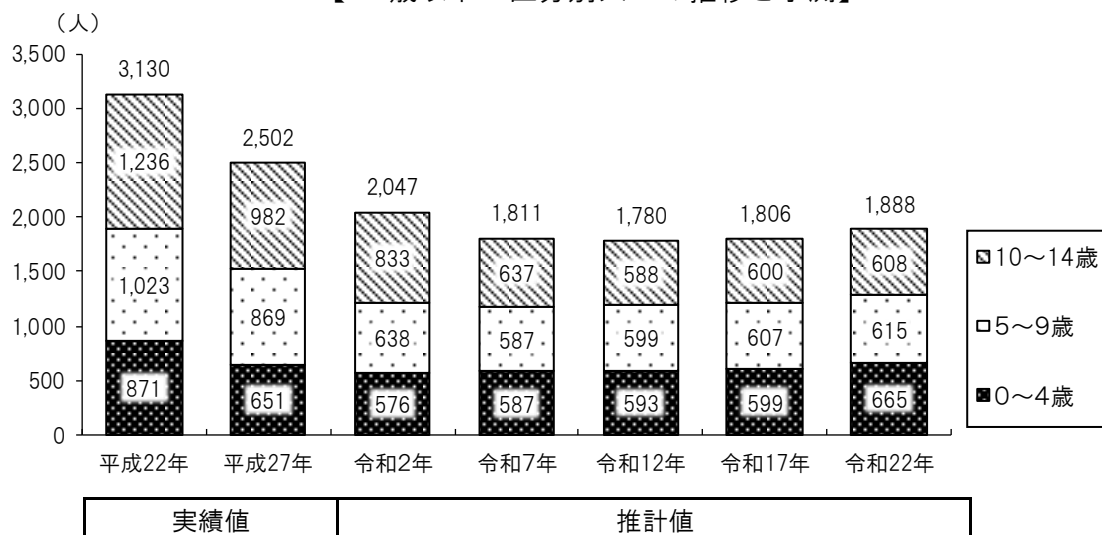


資料：国勢調査

6 子どもの人口推移と予測

本市の 14 歳以下の子どもの人口推移をみると、令和 12 年まで減少傾向にありますが、その後、緩やかな増加で推移すると予測されています。

【14 歳以下 3 区分別人口の推移と予測】



資料：平成 27 年までは国勢調査、令和2年以降は市人口ビジョン目標人口値

7 ひとり親家庭の状況（20 歳未満の子どもがいる世帯）

本市の 20 歳未満の子どもがいるひとり親家庭は緩やかな増加傾向にあり、平成 27 年には 139 世帯となっています。そのうち大半を母子世帯で占めています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
ひとり親家庭(合計)	124	131	139
母子世帯数	107(86.3%)	113(86.3%)	121(87.1%)
父子世帯数	17(13.7%)	18(13.7%)	18(12.9%)

資料：国勢調査

8 高齢者世帯の状況

本市の 65 歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、平成 22 年から平成 27 年にかけて増加しており、特に高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加が目立っています。

【高齢者世帯数の推移】

	平成 22 年		平成 27 年		増減率 (%)
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
総世帯数	10,501	100.0	10,053	100.0	-4.3
65 歳以上の高齢者のいる世帯	6,041	57.5	6,131	61.0	1.5
高齢者単身世帯	1,490	14.2	1,677	16.7	12.6
高齢者夫婦世帯	1,314	12.5	1,467	14.6	11.6
高齢者同居世帯	3,237	30.8	2,987	29.7	-7.7

資料：国勢調査

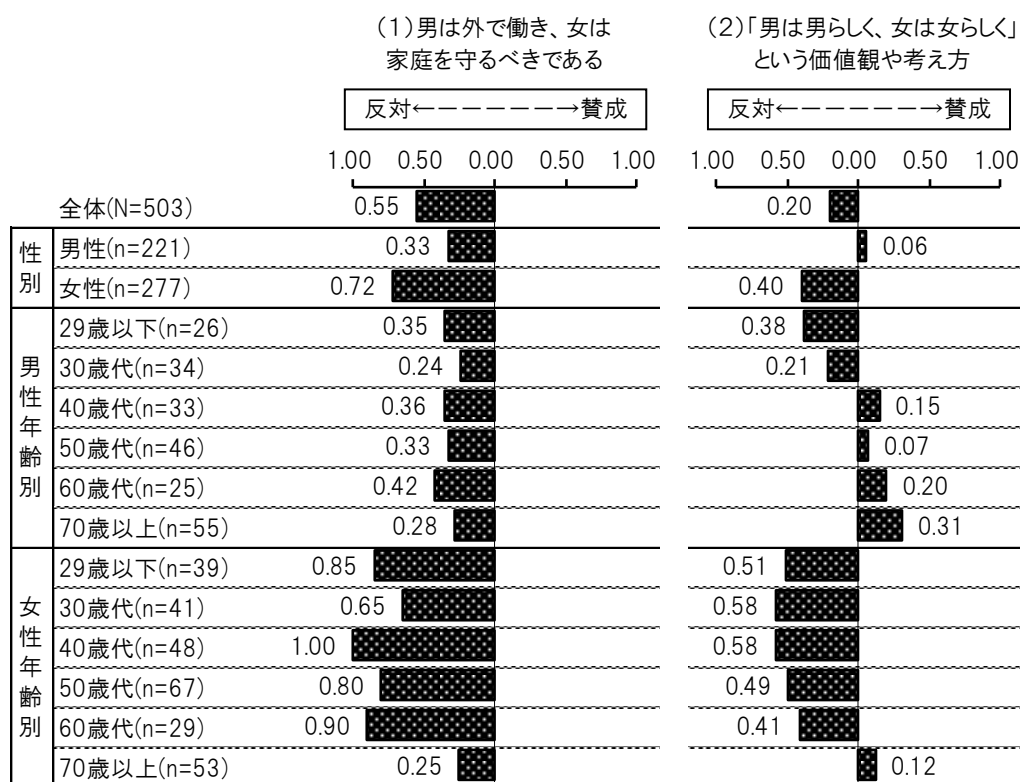
【2】アンケート調査結果から読み取れる課題

1 男女の役割分担と平等意識について

【市民アンケート調査結果より】

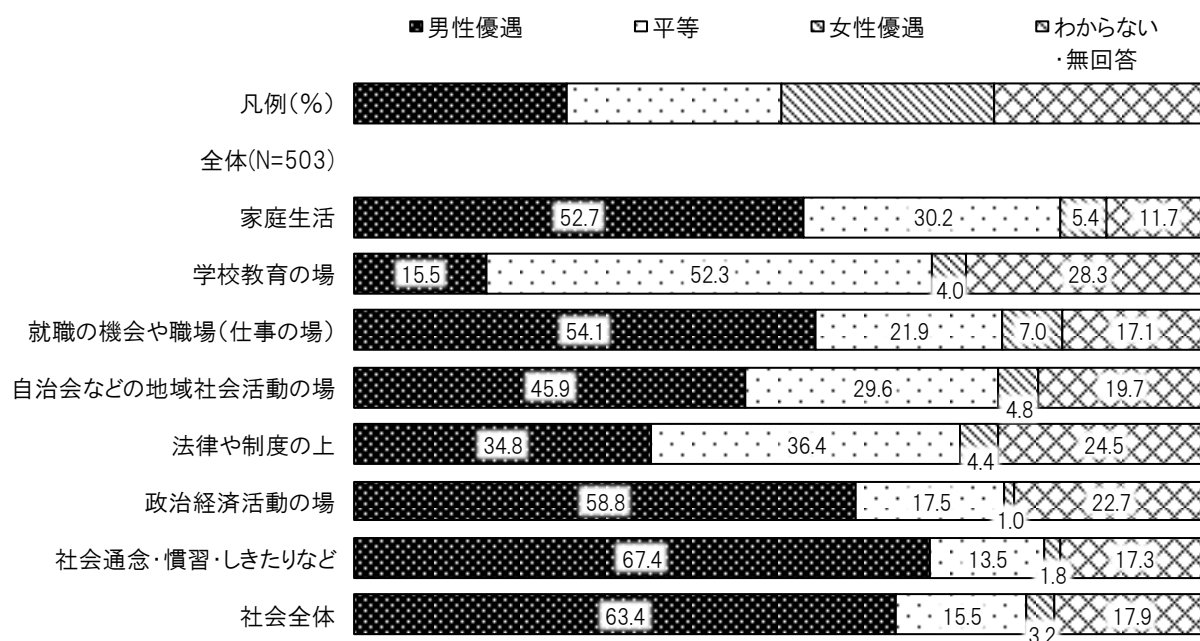
- 「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」や「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」については、「反対意識」が「賛成意識」を上回るものの、年齢が上がるほど「賛成意識」が高くなる傾向にある。

【男女の役割分担等について】



○男女の平等意識については、全ての分野において「男性優遇意識」の割合が高い。特に「政治経済活動の場」「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」で目立っている。一方「学校教育の場」では比較的「平等意識」が高い。

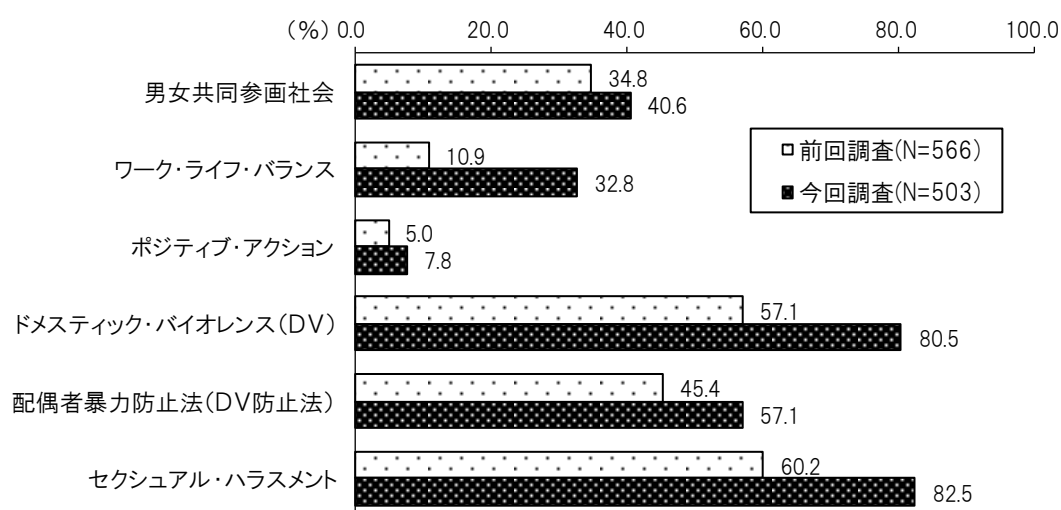
【男女の平等意識】



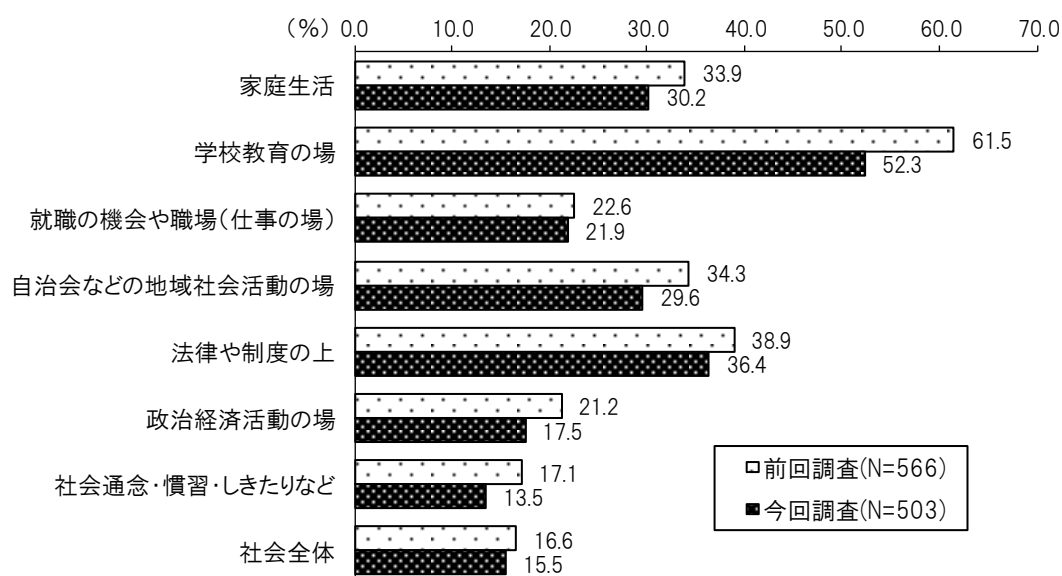
○男女が平等になるためには「女性への偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」をはじめ「子どもの頃からの家庭や学校での教育」「女性自身の積極的な能力向上」が重要とされている。

○「男女共同参画社会」という言葉の内容を知っている人は、前回調査に比べて増加しているが、男女の平等意識は全体的に低下している。

【前回調査との比較／言葉の内容を知っている割合】



【前回調査との比較／平等になっている割合】



○「性的マイノリティ（L G B T）」については、6割近くがその内容（意味）を知っている。

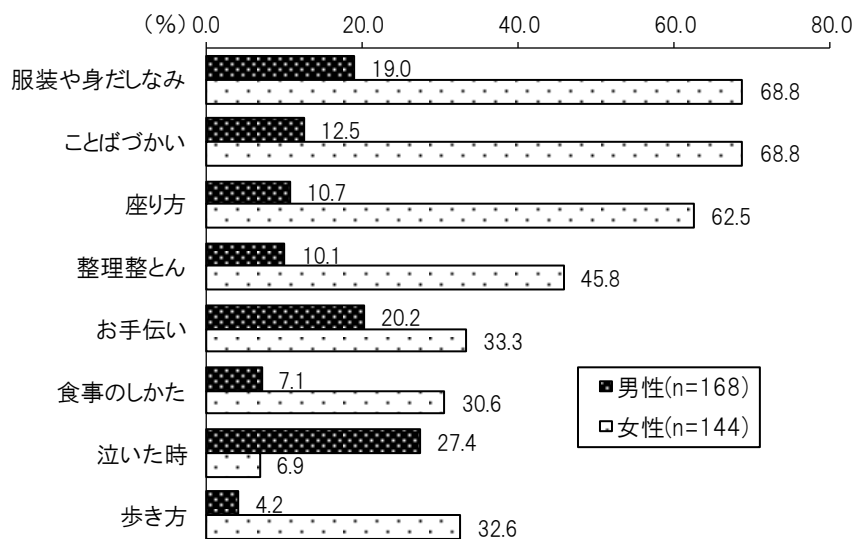
○男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「学校での男女共同参画についての教育の充実」が上位に回答されている。

【中高生アンケート調査結果より】

○「男は男らしく、女は女らしくという価値観や考え方」については「反対意識」が「賛成意識」を上回るが、女性は男性に比べ「反対意識」が高く、男性は「賛成意識」が高くなっている。

○周囲からの性別を意識した発言について、特に女性は「服装や身だしなみ」「ことばづかい」「座り方」「歩き方」などで、発言を受けている割合が高い一方で、男性は「泣いたとき」や「スポーツ」などで周囲から発言を受けている。

【周囲からの性別を意識した発言（上位項目抜粋）】



○「LGBT」については、4割近くがその内容を知っている。

【今後の課題】

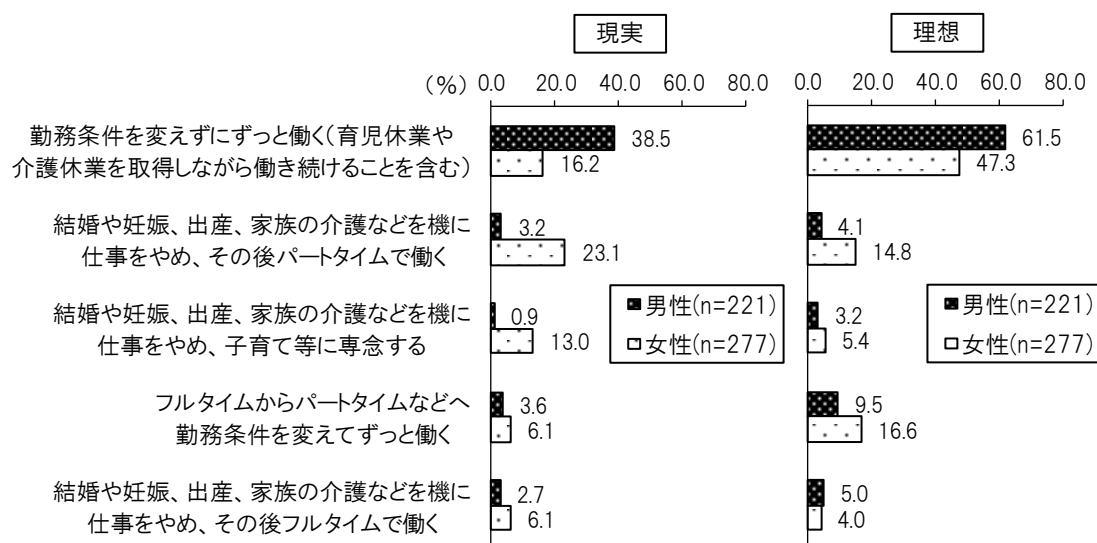
- 男女がお互いに認め合い、人権を尊重しながら協力して男女共同参画社会を実現するために、継続的で誰にでも分かりやすい意識啓発が必要です。
 - 特に「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」や「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方」などに代表される「固定的な性別役割分担意識」を払拭する継続的な啓発が必要です。
 - 保育・教育の場をはじめ、幅広い年齢層を対象とした生涯学習の場など、意識の醸成を目的とした学習機会の充実が必要です。
 - 啓発活動に当たっては、性別や年齢に応じた発信方法など、効果的な啓発方法の検討が必要です。
-

2 仕事と家庭について

【市民アンケート調査結果より】

- 女性が、結婚や妊娠、出産、介護などの節目に選んだ働き方については「仕事をやめ、その後パートタイムで働いた」が最も多い。「仕事をやめた（復職者を含む）」女性は合計で4割以上を占め、ずっと働いた人の割合を大きく上回っている。
- 女性の望ましい働き方をみると、男女共に「勤務条件などを変えずにずっと働く（育児休業や介護休業等の取得を含む）」とする考え方が最も多く、継続的な就労ニーズがうかがえる。

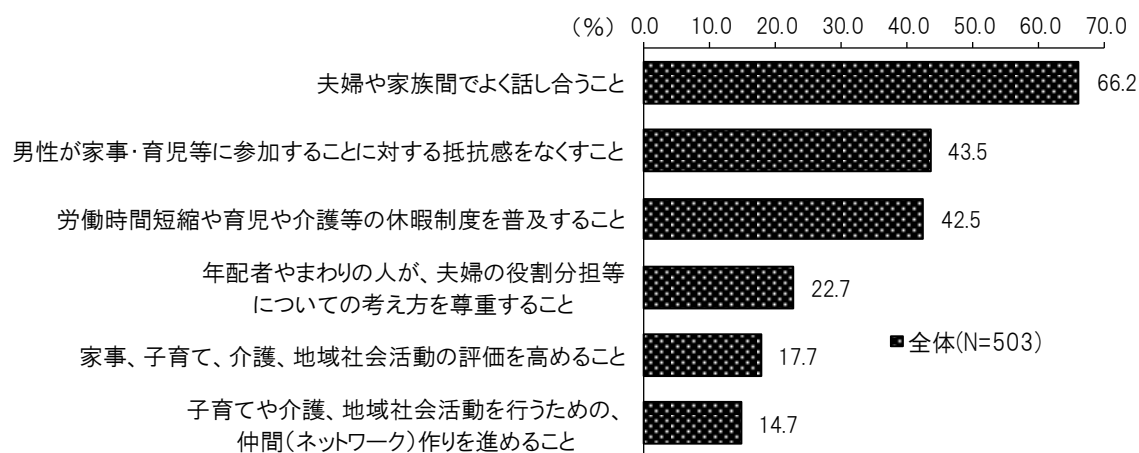
【ライフステージの節目の働き方（現実と理想）】



- 「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」への「反対意識」は「賛成意識」を大きく上回っている。
- 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を、内容まで知っている割合は3割程度で、若い年齢層ではその割合は高いが、年齢が上がるほどその割合は低下する。

○男性が家事や育児に参加するためには「夫婦や家族間でよく話し合うこと」をはじめ「男性が家事・育児等に参加することへの抵抗感をなくす」「労働時間短縮や育児・介護等の休暇制度の普及」などが必要とされている。

【男性が家事や育児に参加するために必要なこと（上位項目抜粋）】



○男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」が最多で、次いで「育児や介護に対する支援体制の整備・充実」が続いている。

○「セクシュアルハラスメント」については、8割以上がその内容（意味）を知っている。

【中高生アンケート調査結果より】

○家庭では「ごみ出し」は「男の人がするほうがよい」と思う人が多く、「食事のしたく」などは「女の人がするほうがよい」と回答した人が多いが、全体的には「男女が協力してするほうがよい」の回答がそれぞれ最も多くなっている。

【今後の課題】

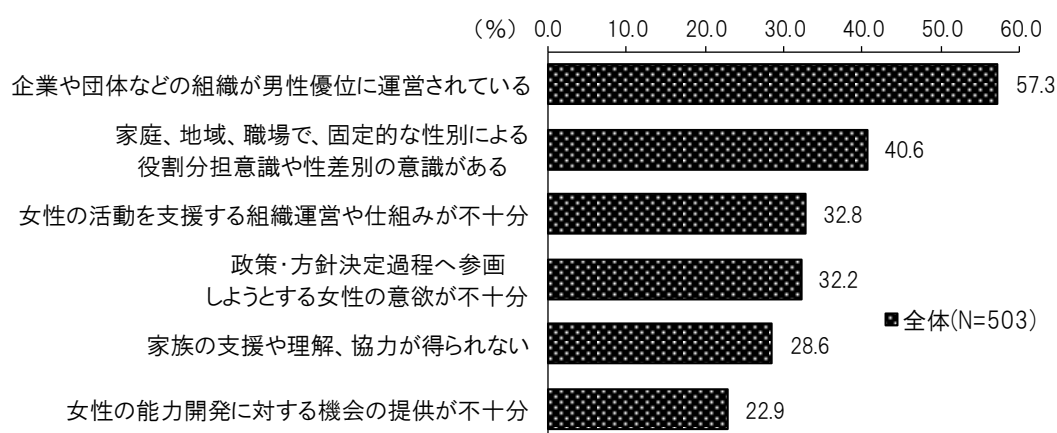
- 男女が共に育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備をはじめ、労働時間短縮や柔軟な働き方の促進に向けた、事業所等への働き掛けが必要です。
- 雇用や就業における、女性のニーズに応じた就業の継続や再就職など、関係機関と連携した支援が必要です。
- 「ワーク・ライフ・バランス」についての分かりやすい周知・啓発をはじめ、実践に向けた具体的な啓発活動や企業等への働き掛けが必要です。
- ハラスメント行為は「重大な人権侵害」であるという意識啓発の更なる推進が必要です。

3 政策・方針決定過程における女性の活躍について

【市民アンケート調査結果より】

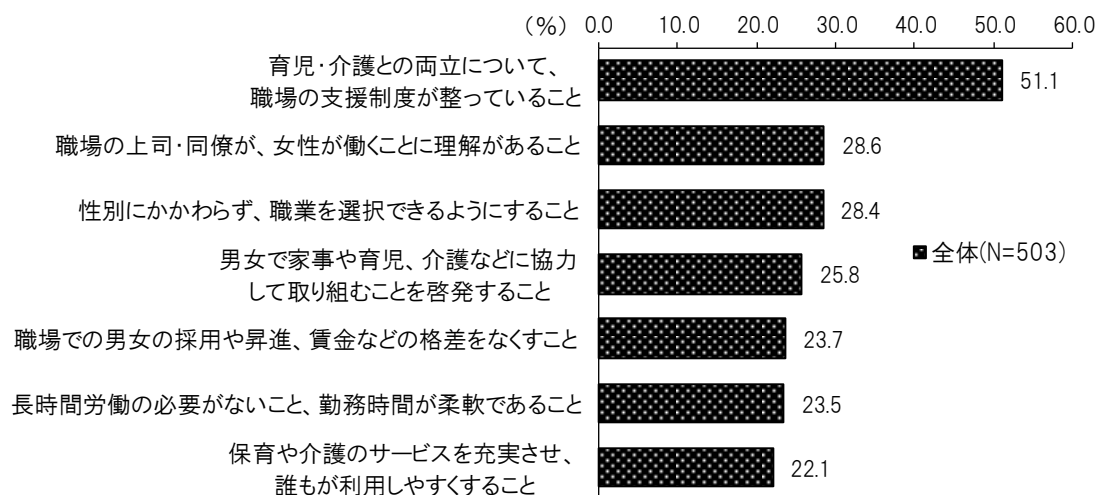
- 「政治経済活動の場」において「男性優遇意識」は過半数を占め、特に「男性の方が非常に優遇されている」割合が高い。
- 政治や行政、企業や団体などの政策・方針決定の過程に女性の参画が少ない理由として「組織自体が男性優位に運営されている」をはじめ、「家庭、地域、職場における固定的な性別役割分担意識」「女性への活動支援が不十分」「女性の意欲が不十分」などが上位に回答されている。

【政策・方針決定の過程に女性が少ない理由】



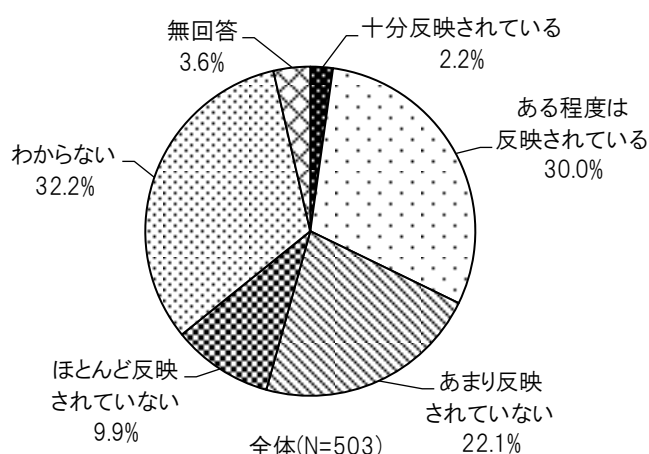
- 女性が活躍するために必要な環境整備については「育児・介護両立のために職場の支援制度を整備する」が最多で、このほか「職場の上司・同僚の理解」「性別にかかわらず、職業を選択できること」などが上位に回答されている。

【女性が活躍するために必要な環境整備（上位項目抜粋）】



- 女性の参画を進めるべき職業や役職については「国、県や市町村議会の議員」が最多で、このほか「国、地方公共団体の女性管理職、女性職員」「県や市町村の首長（知事・市長等）」「地域、ボランティア、PTAなどの役員」「国、地方公共団体の審議会等委員」の順となっている。
- 「女性活躍推進法」の内容を知っている人は1割程度と低い。
- 行政の施策への女性の意見については、3割が「反映されている」と回答している一方、「反映されていない」もほぼ同数で、拮抗している。

【行政施策への女性の意見の反映について】



【今後の課題】

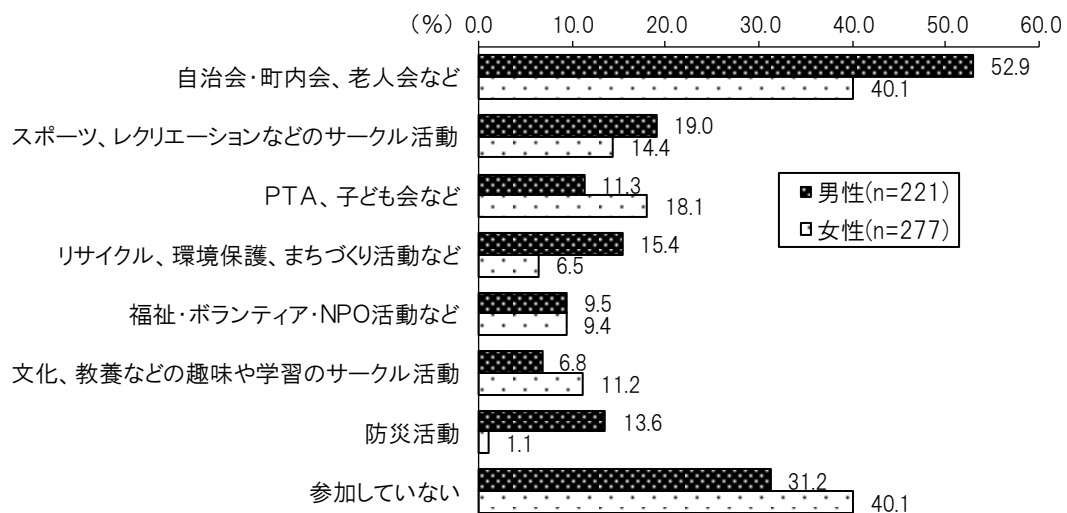
- 女性の活躍促進に向けた男性の意識の改革、女性の意識改革の促進が必要です。
- 企業等における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の浸透を図る取組が必要です。
- 審議会等における女性の積極的な登用をはじめ、性別にとらわれない評価による職員の管理職への登用などの取組が必要です。

4 地域活動への参加状況

【市民アンケート調査結果より】

- 地域活動への参加は、女性は「PTA、子ども会など」で、男性を大きく上回っている。
- 地域活動に「参加していない」割合は、全体で4割近くを占めている。
- 男女共に若い年齢層ほど「参加していない」割合が高い。

【地域活動への参加状況（上位項目抜粋）】



- 防災・災害復興対策で強化すべき女性に関する取組について、特に女性は「男女の違いや多様性に配慮したトイレや避難スペースなどの確保」「災害時に子どもや若い女性、高齢や障害のある女性へ配慮する」で男性を大きく上回っている。

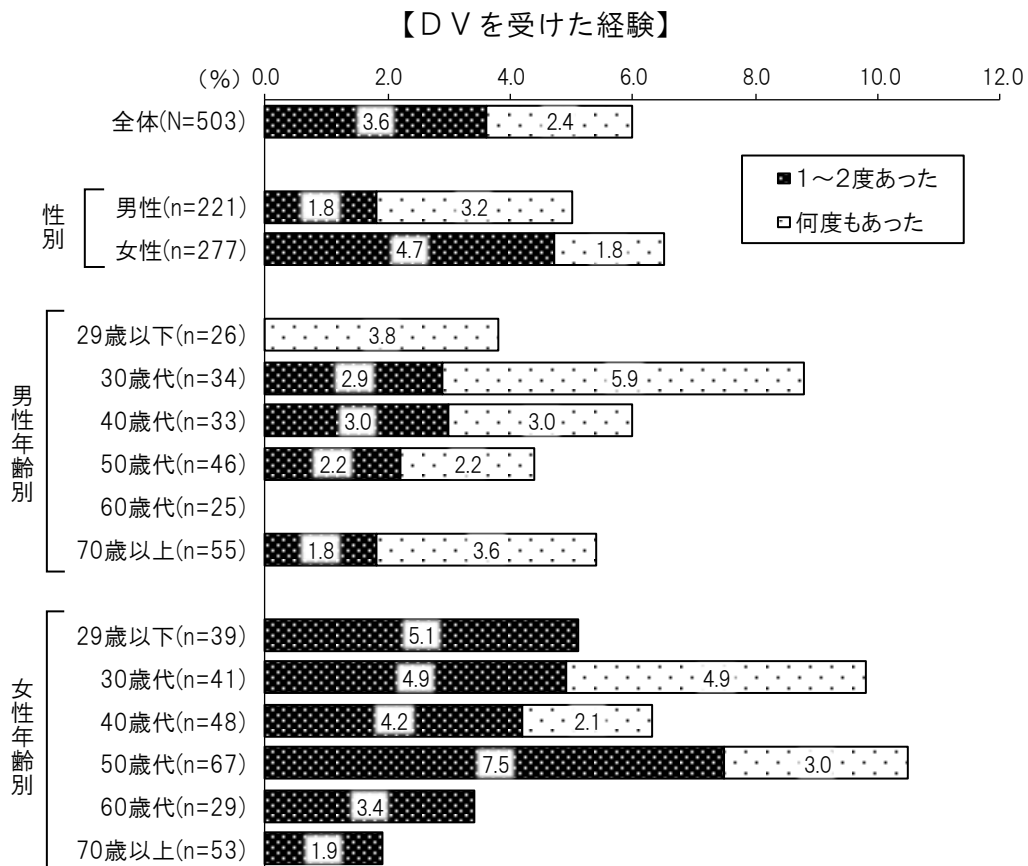
【今後の課題】

- 様々な地域活動に、性別にかかわらず誰もが参加しやすい環境づくりが必要です。
- 防災対策への女性の視点やニーズの反映が必要です。

5 男女間における暴力等の防止について

【市民アンケート調査結果より】

○DVを受けた経験については、男性が 5.0%、女性が 6.5%と性別では大きな差はみられないが、女性の 30 歳代や 50 歳代で特に高くなっている。

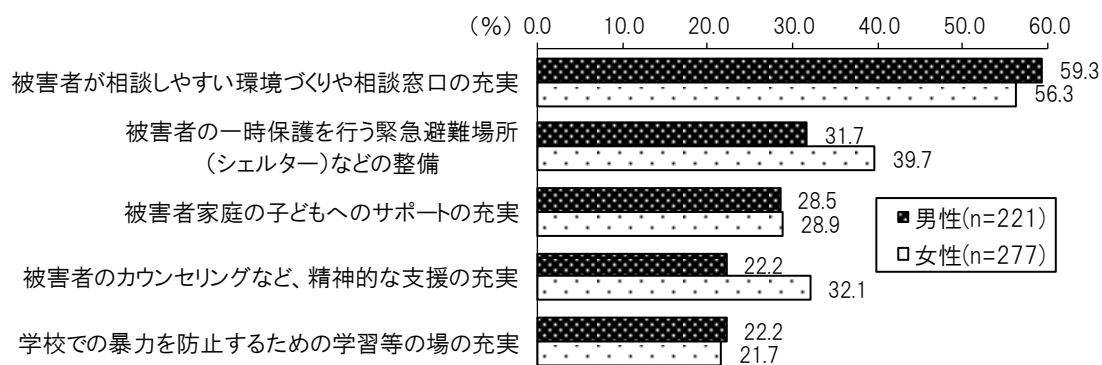


○DVの相談先としては「友人や知人」「家族や親族」が多い。

○「どこ（だれ）にも相談しなかった」人も過半数を占め、その理由としては「自分さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思ったから」が最も多く、次いで「相談しても無駄だと思ったから」などが続く。

○DVに対する必要な取組について、特に女性は「被害者の一時保護を行う緊急避難場所（シェルター）などの整備」「被害者のカウンセリングなど、精神的な支援の充実」などで男性を上回っている。

【DVに対する必要な取組（上位項目抜粋）】

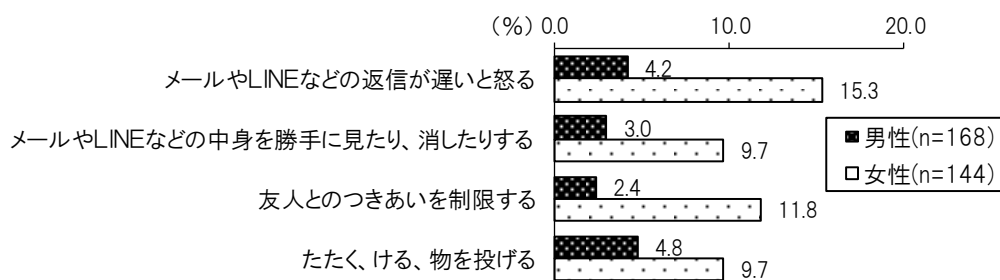


○男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきことについては「DVや虐待などについての相談しやすい体制づくり」が上位に回答されている。

【中高生アンケート調査結果より】

○メールやLINEなどの「返信が遅い」と怒られたり、中身を勝手に見られたりした経験は、女性が男性を大きく上回っている。また「友人とのつきあい」を制限されたり、「たたく、ける」などの身体的暴力を受けたりした経験も女性に多くみられる。

【されたかもしれない割合】



【今後の課題】

- DV防止のための広報、啓発の充実をはじめ、家庭や学校、地域等における、幅広い年齢層を対象とした暴力防止のための啓発や教育の充実が必要です。
- 相談支援窓口の周知をはじめ、関係機関と連携してDV被害者等が相談しやすく、安心できる支援体制づくりが必要です。
- デートDVや虐待等、あらゆる暴力の防止に関して、様々な機会を通じた幅広い世代への広報、啓発の充実が必要です。

【3】第2次プランにおける取組内容と課題の整理

本市では、第2次プランに基づき、啓発や講座、研修会などの取組をはじめ、男女共同参画を推進するための様々な事業を実施してきました。それらの取組は、広報や啓発だけでなく学校教育や生涯学習部門、商工・労働部門、保健・福祉部門など、庁内横断的に取組を進めています。

本市では、第2次プランに基づいて実行しているこれらの取組について、毎年度、美祢市男女共同参画審議会において進行管理を行い、問題点や課題をその後の取組に反映させることとしています。

ここでは、第2次プランの「施策体系」における8つの基本目標ごとに、事業の進捗状況を踏まえ今後の取組の課題を整理しました。

基本目標	1 男女の人権の尊重
これまでの主な取組内容から見た今後の課題	・「美祢市人権教育ふれあい講座」の開催や小中学校での人権に関する授業参観、児童会や生徒会など学校内での人権教育を推進しました。市民が現存する様々な人権問題に対する理解を深め、共生社会の実現に向けた実践へとつながるよう、引き続き参加促進に向けた働き掛けが必要であるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した講座の開催や運営が必要です。 ・男女共同参画に関する用語の周知をはじめ、教科の学習や講演会等を通して、男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシー※¹の向上に努めてきましたが、近年、インターネットやスマートフォンの急速な普及により、メディア・リテラシーの重要性が更に高まっており、多様なメディアから発信される情報を誰もが適切に読み解き正しく理解できるよう、引き続き啓発活動が必要です。また、男女平等や男女共同参画のみならず、昨今の社会的課題である「LGBT（Q+）※²」に対する理解の深化に向けて、更なる啓発活動が必要です。
今後の主な取組の方向性	●新型コロナウイルス感染症拡大防止に適切に配慮した講座や講演会等の開催方法の検討 ●LGBT（Q+）への理解促進につながる教育活動への取組 ●様々な人権課題に対応できるための、男女共同参画やメディア・リテラシーを含めた市民への継続的な人権意識の醸成 ●ICT等を活用した、男女共同参画を含む情報モラル教育への取組

※1 【メディア・リテラシー】テレビ番組や新聞記事などメディアからのメッセージを正しく読み解く能力のこと。

※2 【LGBT（Q+）】性的な少数者という意味を示す。例えば、性別に違和感を抱えている人や、恋愛感情などが異性に向かう多数派ではない人、身体的な性別や性自認が不明瞭な人などのこと。L：レズビアン G：ゲイ B：バイセクシュアル（両性愛者）T：トランスジェンダー（性的違和感を持つ方） Q：クエスチョニング、クィア +：その他

基本目標	2 社会における制度・慣行の見直しと意識改革
これまでの 主な取組内容から 見た今後の課題	・市広報紙や市ホームページ、有線放送等を利用して学習会等の情報提供を行い、家庭・地域・学校・職場における慣行等を見直す意識の醸成を図ってきましたが、学習会等の参加者の固定化がみられることから、より多くの市民に幅広く学習機会を提供できるよう努めることが必要です。 ・「やまぐち男女共同参画推進事業者認定事業」の認定事業者数の増加に努めるとともに、認定事業者の取組の紹介や研修会等の情報提供を行いました。「やまぐち男女共同参画推進事業者認定事業」における認定事業者は、令和2年6月現在 12 事業者となっており、引き続き認定事業者の増加に向けた取組が必要であるとともに、女性の活躍推進事業者の登録促進にも併せて取り組む必要があります。 ・令和2年度に、市民を対象とした男女共同参画に関する意識調査を実施し、市民の男女共同参画に関する用語の認知率や男女の平等感等について、性別や年齢による意識の乖離が大きいことを確認しました。今後も引き続き定期的な実態把握に努めることによって、効果的に様々な施策に反映していくことが必要です。
今後の主な 取組の方向性	●より多くの市民が学習できる機会の提供 ●女性の活躍推進事業者の登録増加に向けた取組 ●情報提供や広報・啓発活動の継続 ●定期的な市民意識調査等による実態の把握

基本目標	3 家庭生活と地域・職業生活の両立支援
これまでの 主な取組内容から 見た今後の課題	・介護の教室や男性料理教室の開催に努め、男性の家事や子育て、介護への参画を促進しました。介護教室は、令和元年度に 21 回開催し 324 人の参加がみられました。引き続き、高齢者を介護している家族に対して、介護方法についての知識や技術を習得してもらうための教室を開催し、性別にかかわらず介護への参画を推進する必要があります。また、地域包括支援センターを中心とした、高齢者福祉に関する相談件数は増加傾向にあり、総合相談窓口の充実を図るとともに、関係機関と連絡調整を行う包括的な支援体制の強化が必要です。 ・男性料理教室は、令和元年度に 9 回開催し 71 人の参加がみられました。今後は男性料理教室のみならず、多様な教室に男性の参加者が増加するよう啓発していく必要があります。 ・子育て支援については、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者のニーズに合ったサービスの提供に努めてきました。引き続き、保護者のニーズに合わせた多様な子育て支援サービスの充実を図り、子育てと就労の両立支援に努めていく必要があります。 ・障害者の地域生活を支えるため、関係機関と連携を図りながら「障害者計画」や「障害福祉計画」に基づいた障害者施策の推進を図りました。今後も、障害の有無にかかわらず、誰もが地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービスの適切な利用促進に向けた継続的な支援が必要です。
今後の主な 取組の方向性	●男性料理教室以外の各教室への男性の参加促進 ●病児保育施設の周知等、子育てと就労の両立支援 ●放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携、放課後子ども教室の活動の充実に向けた情報の提供 ●地域包括支援センターを中心とした高齢者の相談窓口の充実、関係機関との連絡調整を行う包括的な支援体制づくり及び高齢者の社会参加支援 ●障害福祉サービスの適切な利用促進に向けた支援

基本目標	4 働く場における男女共同参画の推進
これまでの 主な取組内容から 見た今後の課題	・市広報紙等を活用し、育児・介護休業制度等の普及啓発と取得率向上の推進に努めました。しかし、男性の育児休業取得が浸透しない現状や男女共に介護休業が取りにくい現状がみられるため、引き続き普及啓発と取得率の向上に向けた企業等への働き掛けが必要です。 ・男女雇用機会均等法等、雇用に関する法律や支援制度を周知し、労働条件の向上の促進に努めてきました。雇用の場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、今後も引き続き雇用に関する法律や支援制度の周知に努める必要があります。 ・市広報紙や母子健康手帳交付時等を利用して、市民や企業等に対する女性労働者の母性保護や健康管理の啓発に努めてきましたが、働きながら安心して生み育てられるよう、今後も引き続き勤労妊婦等の状況を把握し、必要な相談等の援助を継続的に実施していくことが必要です。 ・女性の農業経営参画に関する研修会への参加促進や情報提供を行い、農林業・商工業等自営業における男女共同参画を促進しました。特に、本市の第1次産業就業者構成比は、県の平均を大きく上回っており、女性農業者の経営参画に関する研修会への参加促進や家族経営協定の周知など、引き続き推進する必要があるとともに、女性の新規農業就業者に対する支援を関係機関と連携し行っていく必要があります。また、農林業・商工業等自営業における、女性の労働に対する適正な評価の促進と相互の意識改革に向け、研修会等の情報提供が必要です。
今後の主な 取組の方向性	●市広報紙等を活用した育児・介護休業制度や雇用に関する法律、支援制度等の周知啓発 ●就労中の妊婦の状況把握と相談支援 ●家族経営協定の周知、関係機関と連携した女性新規就農者への支援 ●女性の労働に対する適正な評価の促進、意識改革に向けた研修会等の情報提供

基本目標	5 施策や方針等の立案・決定への共同参画の促進
これまでの 主な取組内容から 見た今後の課題	・企業や各種団体等へ、女性の積極的な登用や人材育成を図ってもらえるよう、啓発と情報提供に努めてきましたが、企業や団体などの意思決定過程への女性の参画は十分とは言えず、更なる啓発活動の充実が必要です。 ・審議会等委員への女性の登用を促進するため、推薦依頼する各団体への呼び掛けをはじめ、毎年登用状況を調査するなど、市の施策や方針等の立案・決定への積極的な共同参画を推進しましたが、女性の登用が依然として少ない状況であるとともに、第2次プランで設定した女性登用率の目標に達成していない状況です。そのため、次期改選に向け、推薦依頼する各団体については、できる限りの呼び掛けを行い、公募委員については、更に広く周知を徹底し、応募しやすく会議に出やすい環境への配慮など、女性委員の確保に努める必要があります。
今後の主な 取組の方向性	●女性の積極的登用や人材育成についての啓発や情報提供 ●女性登用率の目標達成に向けた呼び掛けや周知の徹底

基本目標	6 生殖に関する自己決定の尊重と健康への配慮
これまでの 主な取組内容から 見た今後の課題	・特定健康診査の受診料自己負担分の無料化を令和元年度から実施し、同時にパンフレットやポスター等による広報を強化しました。今後も、病気の早期発見、早期治療を促し、市民がいつまでも健康でいきいきと暮らせるよう、がん検診と連携し受診率の更なる向上を図ることが必要です。 ・有害図書類の調査やたばこ、アルコールに対する普及啓発等を実施し、心身の健康を脅かす問題の対策を推進しました。一方で、スマートフォンやインターネットの急速な普及により、青少年の心身に悪影響を与えるものは年々増えていくことが予測されるため、今後も引き続き保護者をはじめ、地域を巻き込んだ青少年を守る活動の充実が必要です。 ・小・中学校の授業で性を尊重する意識づくりに取り組むとともに、参観日を活用し、親子で考える機会を創出しました。男女それぞれの性を尊重する意識づくりのため、児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育に継続して取り組むとともに「L G B T（Q+）」をめぐる新たな社会的課題や多様な情報の取り扱い方等について、考えていく機会を設ける必要があります。
今後の主な 取組の方向性	●受診率向上に向けた広報の強化、がん検診との連携 ●保護者をはじめ、地域を巻き込んだ青少年を守る活動の充実 ●L G B T（Q+）をめぐる社会的課題や多様な情報の取り扱い等について考える機会の創出

基本目標	7 国際社会における交流と連携の促進
これまでの 主な取組内容から 見た今後の課題	・海外の学生との交流や現地視察、中学生の海外派遣などを実施し、国際交流と国際的理解の促進を図りました。早期から異文化に触れることは、グローバルな感性を育むことができ、多様な価値観に触れることで、互いを認める心や態度の育成につながるため、今後も、友好都市の学生同士の交流が更に深められるよう、新たな交流の手法などを検討していく必要があります。 ・外国人観光客や、交流、就労などの増加に伴い、多文化共生社会の推進が必要です。
今後の主な 取組の方向性	●多様な価値観に触れ、互いを認める心や態度を育成する国際交流や国際理解の取組の推進

基本目標	8 男女間における暴力の根絶
これまでの 主な取組内容から 見た今後の課題	・市広報紙や美祢市有線テレビ（MYT）、市ホームページ等各種媒体を活用し「配偶者暴力防止法」等、男女間における暴力に関する法律等の周知や啓発活動を推進しました。インターネット、SNSなどの普及による精神的な暴力被害など、時代の変化に伴う新たな課題にも対応するため、今後も継続的な周知、啓発活動が必要です。 ・各種広報媒体を活用して相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携し、市における相談体制の充実を図りました。また、国や県の研修等を活用し、相談従事者等の資質の向上を図りました。DVをなくすためには、被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実が最も重要であることから、引き続き研修への参加促進をはじめ、相談従事者の資質の向上を図ることが必要です。また、関係機関等との連携を強化し、情報を共有することにより、各種制度を活用し、暴力被害者等の相談者の安全を確保した上で自立を促す取組が必要です。 ・国や県等からの講師派遣事業等、講座募集を各団体に周知し、研修会や学習会の開催の推進を図ることが必要です。
今後の主な 取組の方向性	●市広報紙や美祢市有線テレビ（MYT）、市ホームページ等の広報媒体を活用した関係法律等の周知 ●相談窓口の更なる周知と関係機関等との連携強化 ●研修等を活用した相談従事者の資質向上 ●相談者の安全を確保した上での自立支援 ●学習会や研修会、講師派遣事業や講座募集等の周知

【4】本市の主な課題のまとめ

市民・中高生アンケート調査及びこれまでの取組等から見た課題を整理します。

1 人権の尊重と男女共同参画意識の醸成

- 市民アンケート調査結果では「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」や「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方については「反対意識」が「賛成意識」を上回るものの、年齢が上がるほど「賛成意識」が高くなる傾向にあります。中高生アンケート調査結果では「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方については「反対意識」が「賛成意識」を上回っているものの、女性は「反対意識」、男性は「賛成意識」がそれぞれ高く、性別による差がみられます。このような「男は男らしく、女は女らしく」に代表される「固定的な性別役割分担意識」や考え方の払拭に向けた継続的な意識啓発が必要です。また、性別や年齢によって意識差が大きいことから、性別や年齢、職業など属性ごとに効果的な啓発や情報発信の方法を検討していく必要があります。
- 近年、インターネットやスマートフォンの普及により、メディア・リテラシーの重要性が高まっており、本市でこれまで実施してきた、メディアに関する講座の開催等による継続的な啓発活動が必要です。
- 「性的マイノリティ（LGBT）」については、市民の6割近くがその内容や意味を知っており、中高生でも4割近くが知っています。「LGBT（Q+）」への配慮を含む人権の尊重と、男女共同参画社会の実現に向けた分かりやすい意識啓発の推進が必要です。
- 中高生アンケート調査結果では、特に女性は周囲から「服装や身だしなみ」「ことばづかい」「座り方」「歩き方」などで、発言を受けている割合が高い一方で、男性は「泣いたとき」や「スポーツ」などで周囲から発言を受けているケースが多くなっています。そのため、子どもの頃からの男女平等意識の醸成とともに、幅広い年齢層への男女共同参画に関する生涯学習機会の充実が必要です。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 市民アンケート調査結果では、女性は、結婚や妊娠などの節目において「仕事をやめ、その後パートタイムで働いた」人が最も多く「仕事をやめた（復職者を含む）」女性は合計で4割以上を占め、ずっと働いた人の割合を大きく上回っています。一方で、男女共に、女性は勤務条件などを変えずに、育児休業や介護休業等の取得しながらずっと働く方が望ましいとする考え方が最も多く、継続的な就労ニーズがうかがえます。そのため、性別にかかわらず育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備が必要です。
- 男性が家事や育児に参加するためには「夫婦や家族間でよく話し合うこと」をはじめ「男性が家事・育児等に参加することへの抵抗感をなくす」「労働時間短縮や育児・介護等の休暇制度の普及」などが必要とされていることから、男性の家事や育児等への参加と理解の促進、意識の改革に向けた取組が必要です。

3 誰もが働きやすい職場環境

- 市民アンケート調査結果では、男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこととして「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」が最多で、次いで「育児や介護に対する支援体制の整備・充実」が続いています。また、女性が活躍するために必要な環境整備として「育児・介護両立のために職場の支援制度を整備する」が最多で、このほか「職場の上司・同僚の理解」「性別にかかわらず、職業を選択できること」などが上位に回答されています。働く場においては、性別にとらわれない雇用や就業環境の整備をはじめ、労働時間短縮や柔軟な働き方に向けた事業所等への働き掛けが必要となっています。
- 「セクシュアルハラスメント」については、8割以上がその内容（意味）を知っており、働きやすい職場という視点からも、ハラスメント行為は暴力であるという意識の啓発と、その防止対策の促進が必要です。

4 女性が活躍できる社会づくり

- 市民アンケート調査結果では「政治経済活動の場」においては、特に「男性の方が非常に優遇されている」割合が高くなっており、政治や行政、企業や団体などの政策・方針決定の過程に女性の参画が少ない理由として「組織自体が男性優位に運営されている」をはじめ「家庭、地域、職場における固定的な性別役割分担意識」などが上位に回答されています。行政の施策への女性の意見については、3割が「反映されている」と回答している一方「反映されていない」もほぼ同数で、また、本市の令和2年度における、市の審議会等の女性委員の割合は2割程度となっています。男性、女性それぞれの意識の改革を促進する取組が必要であるとともに、企業等においては、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の浸透に向けた取組、さらに、審議会等における女性の積極的な登用や性別にとらわれない職員評価が必要です。

5 地域社会における男女共同参画の推進

- 市民アンケート調査結果では、地域活動への参加は、女性は「PTA、子ども会など」で男性を大きく上回っています。地域活動に「参加していない」割合は、全体で4割近くを占めており、男女共に若い年齢層ほど「参加していない」人が多くなっています。若い年齢層をはじめ、誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりが必要です。
- 防災・災害復興対策については「男女の違いや多様性に配慮したトイレや避難スペースなどの確保」「災害時に子どもや若い女性、高齢や障害のある女性へ配慮する」が、特に女性の回答を中心に多くみられます。これからの防災対策については、女性の視点やニーズの反映が欠かせません。
- 本市の国際交流事業における小中学校の女子児童・生徒の参加割合については、できる限り男女半々の割合を目指すとともに、国際社会における交流の推進が必要です。

6 健康づくりへの支援と母子保健の充実

- 本市では「美祢市健康増進計画（いきいき健康みね21）」において、全ての年齢層を対象とした健康づくりに取り組んでいます。今後も引き続き、特定健康診査の受診勧奨やがん検診等の受診率の向上をはじめ、妊婦への健康づくりの支援等について、継続的な取組が必要です。

7 暴力を許さない意識づくり

- 市民アンケート調査結果では、DVを受けた経験がある人は女性の30歳代や50歳代で特に高く、「友人や知人」「家族や親族」を中心に相談している人が多いものの「どこ（だれ）にも相談しなかった」人も多くみられます。中高校生アンケート調査結果では、特に女性において、メールやLINEなどでの異性とのトラブルや身体的、精神的暴力を受けた経験者も一定程度みられます。引き続き、DVを含むあらゆる暴力の防止に向けた広報をはじめ、家庭や学校等における暴力防止の教育など、幅広い世代への啓発の充実が必要です。
- 市民アンケート調査結果では、DV対策として、特に女性において、被害者の一時保護を行うシェルターの整備や被害者のカウンセリングなどが求められており、行政に対しては、DVや虐待などについての相談しやすい体制づくりが求められています。相談支援の充実とDV被害者等が安心できる支援体制づくりの推進が必要です。

第4章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念と基本目標

1 基本理念

基本理念については、策定当初から「～認めあい 支えあい とともに歩むまち美祢～」と定め、「第2次プラン」では「男女の人権の尊重」をはじめとする8つの基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

令和2年3月には、本市の政策の最上位計画である「第二次美祢市総合計画」を策定し、まちの将来像を「若者・女性・地域がかがやき こどもの笑い声が響く 誇れる郷土・秋吉台のまち」と定め、人権や男女共同参画の施策の基本方針として「互いに認め支え合えるまちづくり」を掲げています。

これは、市民をはじめ多様な主体との協働により、誰もが認め合える社会をつくるために、市民一人一人の意識改革による社会全体への人権意識と、男女共同参画意識の浸透を目指して定めたものです。

策定当初に定めた基本理念は、この「第二次美祢市総合計画」における基本方針の考え方と同じ方向性であることから、本プランにおいても、この基本理念を継続し、性別にかかわらず、一人一人の個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

● 基 本 理 念 ●

～ 認めあい 支えあい とともに歩むまち美祢 ～

2 基本目標

「第2次プラン」においては、8つの基本目標に基づき、それぞれに重点項目を掲げ、施策を推進してきました。本プランでは、目指すまちの将来像として定めた「基本理念」の実現に向けて、国、県の動きや本市における社会的背景の変化、新たな課題等を踏まえ、改めて7つの「基本目標」を定めます。その「基本目標」に基づいて、それぞれに「基本施策」を定め、個別の取組を推進します。

個別の取組については、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。

基本目標 1 人権の尊重と男女共同参画の推進

男女共同参画意識の浸透に向けて、一人一人の個性を尊重した意識づくりを引き続き推進するとともに、社会通念や慣習、しきたりの見直しなど意識の改革を促進します。また、人権と男女共同参画の視点に立った教育を推進するとともに、家庭や地域においても、生涯学習などを通じて、多様な学習機会の充実を図ります。

基本目標 2 ワーク・ライフ・バランスの推進（女性活躍推進計画）

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた取組を推進し、男女が共に家事や育児、介護に参加することができる環境づくりや子育て支援、介護支援の充実に取り組めます。

この基本目標 2 から基本目標 4 に係る取組は、本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍市町村推進計画」という。）」として位置付けます。

基本目標 3 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

働く場において、誰もがそれぞれの個性や能力を発揮しながら自分らしく活躍できるよう、性別による格差の解消や労働条件の改善、ハラスメント対策など、事業所等に対する男女共同参画への取組を促進します。

基本目標 4 あらゆる場における女性活躍の推進（女性活躍推進計画）

社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程の場において、女性の参画を促進するとともに、女性の能力発揮の支援に努め、人材の育成と活躍の促進を図ります。

基本目標 5 地域社会における男女共同参画の推進

誰もが地域活動に主体的に参画できるよう、様々な機会を通じて地域活動への支援に努めるとともに、防災活動への男女共同参画を促進し、地域防災力の向上を目指します。また、国際交流や地域福祉の推進を図り、地域共生社会の実現を目指します。

基本目標 6 生涯を通じた健康づくりの推進

性別や年齢にかかわらず、誰もが活躍できる男女共同参画社会を実現していくためには、日頃からの心身の健康づくりが大切です。誰もが生涯にわたり健やかに過ごせるよう、ライフステージに応じた健康づくりへの支援やきめ細かな母子保健サービスを推進します。

基本目標 7 あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進（DV防止市町村基本計画）

様々な機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。

基本目標 7 に係る取組は「DV防止法」に基づく「DV防止市町村基本計画」として位置付けます。

【2】施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策

く 認めあい 支えあい ともに歩むまち美祿 く

【1】人権の尊重と男女共同参画の推進

- 1 人権を尊重する意識づくり
- 2 男女共同参画の意識づくり
- 3 学びの場における男女共同参画の推進

【2】ワーク・ライフ・バランスの推進（女性活躍推進計画）

- 4 ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- 5 仕事と子育て・介護の両立支援

【3】働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

- 6 雇用の機会均等と労働条件の向上
- 7 誰もが働きやすい就労環境の整備促進

【4】あらゆる場における女性活躍の推進（女性活躍推進計画）

- 8 政策・方針決定過程における女性の参画促進
- 9 企業や各種団体における女性活躍の促進

【5】地域社会における男女共同参画の推進

- 10 地域活動における男女共同参画の推進
- 11 防災分野における男女共同参画の推進
- 12 国際交流を通じた男女共同参画の推進
- 13 共生社会に向けた福祉のまちづくり

【6】生涯を通じた健康づくりの推進

- 14 母子保健サービスの充実
- 15 ライフステージに応じた健康づくり

【7】あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
（DV防止市町村基本計画）

- 16 暴力を許さない意識づくり
- 17 きめ細かな相談支援の充実

第5章 プランの内容

【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の推進

基本施策1 人権を尊重する意識づくり

一人一人の個性を尊重し、相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する社会の実現に向けて、多様なメディアを活用した啓発や情報の提供を行います。また、人権施策を推進するリーダーの養成に努めます。

取組名	取組内容	担当課
広報・啓発の推進	○県やその他団体等が主催する人権や男女共同参画に関する学習会、研修会等の情報を公民館や市の関係施設を通じて広く提供するとともに、市の広報紙やホームページ、美祢市有線テレビ（MYT）等を活用し、市民への周知を図ります。	地域福祉課
メディア・リテラシー意識の啓発	○テレビやインターネット等、多様なメディアから発信される映像や表現等の情報を、誰もが適切に読み解き正しく理解できるよう、市の広報紙やホームページを活用し、メディア・リテラシーに関する用語の周知や意識の啓発に努めます。 ○市の広報紙をはじめとする制作物等について、男女共同参画の視点に立った情報発信に努めます。	地域福祉課 関係各課
人権教育のリーダー養成	○「美祢市人権教育ふれあい講座・リーダー講座」等、男女共同参画をはじめ様々な人権課題に関する講座を開催するとともに、情報を広く市民に周知し、男女共同参画を含めた人権教育のリーダーの養成に努めます。	生涯学習スポーツ推進課

基本施策２ 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会への理解を促進するため、広く情報を収集するとともに、多様なメディアを活用した情報の提供や継続的な広報活動による啓発の推進に努めます。

取組名	取組内容	担当課
メディアを活用した情報提供	○社会における制度や慣行等の見直しについて、より多くの市民に身近な問題として考えてもらえるよう、市の広報紙やホームページ、美祢市有線テレビ（MY T）等を活用して、学習会等の情報を提供します。	地域福祉課
男女共同参画関係資料の収集・提供	○男女共同参画に関する国の制度や県からの通知、関連文献等からの情報を収集し、広く情報提供に努めます。	地域福祉課
意識改革の促進	○市の広報紙やホームページ等を活用して「男女共同参画社会」についての理解を促進し、市民への男女共同参画意識の向上に努めるとともに、市民意識調査等を通じて市民意識の把握に努めます。	地域福祉課
継続的な広報活動の推進	○「男女共同参画週間（6月）」や「男女共同参画推進月間（10月）」等に、市庁舎や公共機関へポスター等を掲示し、視覚的に訴える広報活動に取り組みます。	地域福祉課
男女共同参画のリーダー養成	○国や県等からの講師派遣事業や講座募集等を関係団体に周知し、研修会や学習会の開催を促進するとともに、日本女性会議や県のフォーラム等への参加を通じて、リーダーの養成に努めます。	地域福祉課

基本施策3 学びの場における男女共同参画の推進

児童・生徒が、その個性や能力を十分に発揮できるよう、人権や男女共同参画についての学習の充実により、理解の促進に努めます。また、家庭、地域、職場などあらゆる場や機会を通じて、広く市民への男女共同参画に関する学習機会の充実に努めます。

取組名	取組内容	担当課
学校における学習機会の提供	○全ての小中学校において、人権に関する参観授業を実施し、児童・生徒だけでなく保護者や地域住民等に、人権の大切さについて考える機会を提供します。 ○人権教育の取組強化月間において、児童会や生徒会の活動、道徳の授業、人権の図書コーナーの設置など、各学校で工夫した取組を通じて、児童・生徒の人権意識の醸成を図ります。	学校教育課
家庭科教育の充実	○家庭科教育において、小学校高学年では、家族の大切さや役割、自分のできる仕事などについて学習し、中学校では、家庭や家族の基本的な機能を理解することや家族関係をよりよくする方法を考える学習を実施します。	学校教育課
学校における情報モラル教育の実施	○情報社会において的確な判断ができるよう、各校で教科の学習や講演会等を通じた情報モラル教育を実施します。	学校教育課
性を尊重する意識づくり	○児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育に取り組むとともに、「L G B T (Q+)」など性的マイノリティ（性的少数者）などの社会的課題や多様な情報の取り扱いについて考える機会を設け、お互いの性を尊重する意識づくりに努めます。	学校教育課
地域における学習機会の提供	○市内の公民館において開催する「人権教育講演会」を支援し、地域の学習機会の提供に努めます。 ○「美祢市人権教育ふれあい講座・リーダー講座」等の充実に向けた工夫や改善を行うとともに、市内の企業や事業所に向けて、男女共同参画や人権に関する情報提供、企業等への訪問による人権教育、啓発活動に努めます。	地域福祉課 生涯学習スポーツ推進課

取組名	取組内容	担当課
講座等を通じた人権意識高揚の推進	○「美祢市人権教育ふれあい講座・リーダー講座」や各公民館での「人権教育講演会」の開催などを通して、市民に人権に関する学習機会を積極的に提供し、男女共同参画意識や高度情報化社会における人権意識、メディア・リテラシーの向上を図ります。	生涯学習スポーツ推進課

【基本目標 2】ワーク・ライフ・バランスの推進（女性活躍推進計画）

基本施策 4 ワーク・ライフ・バランスの理解促進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する情報提供や普及に向けた啓発に努めるとともに、地域生活における男女の地位の平等感について、意識啓発を推進します。

取組名	取組内容	担当課
企業等を対象とした啓発の推進	○「やまぐち男女共同参画推進事業者」の認証事業者数や「やまぐち女性の活躍推進事業者」の登録事業者数の増加に努めるとともに、各事業者の取組を紹介することで企業等への啓発を推進します。	地域福祉課
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	○市の広報紙やホームページ等を活用して、男女共同参画に関する研修会等の情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めます。	商工労働課

基本施策 5 仕事と子育て・介護の両立支援

誰もが、仕事と子育てや介護などの家庭生活を両立できるよう、男性が家事や育児、介護をすることへの理解や参加を促進するとともに、仕事と子育て、介護の両立を支援する体制の充実を図ります。

取組名	取組内容	担当課
保育サービスの充実	○乳児保育や延長保育、一時保育、障害児保育、病児保育等、保護者のニーズに応じた保育サービスを充実し、子育てと就労の両立支援に努めます。	地域福祉課
放課後の子どもの居場所づくりの充実	○放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携し、平日の放課後や休日等に地域住民の参画を得て、学習活動や体験活動等を行い、児童の豊かな成長につなげます。 ○放課後子ども教室の活動が充実するよう、情報提供に努めます。	生涯学習スポーツ推進課
性別にとらわれない介護への参加促進	○高齢者を介護している家族に対し、介護方法についての知識や技術を習得する教室を開催し、性別にとらわれない介護への参画を促進します。	高齢福祉課
包括的な高齢者への支援	○地域包括支援センターを中心とした総合相談窓口の充実を図るとともに、関係機関と連携し、高齢者の包括的な支援体制づくりに努めます。	高齢福祉課

【基本目標３】働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

基本施策６ 雇用の機会均等と労働条件の向上

雇用の場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう、雇用に関する法律や様々な制度について、市民や企業等への周知に努めます。

取組名	取組内容	担当課
育児・介護休業制度の普及啓発	○市の広報紙やホームページ等を活用して、育児・介護休業制度の普及啓発と取得の促進に努めます。	商工労働課
企業等への法制度等の周知	○市の広報紙やホームページ等を活用して、企業等に対する雇用に関する法律や支援制度の周知に努めます。	商工労働課 地域福祉課

基本施策７ 誰もが働きやすい就労環境の整備促進

労働者の母性保護や健康管理の啓発、各種ハラスメント防止対策など、働きやすい職場環境の整備を促進します。また、農業や自営業等における男女共同参画を促進するため、家族経営協定締結の働き掛けや情報提供に努めます。

取組名	取組内容	担当課
母性保護や健康管理の啓発	○市の広報紙やホームページ等を活用して、市民や企業等に対して、労働者の母性保護や健康管理の啓発に努めます。	商工労働課
母子保健医療の充実	○母子健康手帳交付時に、働く女性の妊娠・出産・育児について法律で定めていることやハラスメントの相談先などをパンフレットにした「働きながらお母さんになるあなたへ」を活用して制度等を紹介するとともに、勤労妊婦の状況を把握して、必要に応じて相談等の支援を行います。	健康増進課
相談体制整備の促進	○市の広報紙やホームページ等を活用し、セクシュアルハラスメントをはじめとする、各種ハラスメントの防止に向けた研修会の実施を促進するとともに、相談体制整備の重要性の周知に努めます。	商工労働課

取組名	取組内容	担当課
ハラスメント防止 対策の推進	○各種ハラスメント等の防止に向け、担当部署や企業等との連携を図り、情報提供に努めるとともに、企業等におけるハラスメントの実態の把握に努めます。	地域福祉課
家族経営協定締結 に関する周知と女性 新規農業就業者 支援	○家族経営協定についての周知に努めるとともに、関係機関と連携して、女性新規農業就業者に対する支援を行います。	農林課
女性の労働に対す る意識改革の促進	○性別にとらわれない適正な評価の促進と相互の意識改革に向け、研修会等の情報提供を行います。	商工労働課

【基本目標４】あらゆる場における女性活躍の推進（女性活躍推進計画）

基本施策８ 政策・方針決定過程における女性の参画促進

政策や方針決定過程の場において、女性の参画機会が充実し、その個性と能力を十分に発揮できるよう努めるとともに、庁内においても、審議会等における女性委員選任割合の向上を図ります。

取組名	取組内容	担当課
審議会等委員への女性登用の促進	○庁内の審議会等における委員等改選に当たっては、男女のバランスに配慮し、審議会等委員への女性の登用を促進します。 ○女性の公募委員の確保に向け、広く周知し、応募しやすく、会議に参加しやすい環境の整備に努めます。	関係各課
意思決定過程への女性の参画拡大	○「美祢市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」で目標としている女性登用率の達成に向け、職員の採用や管理職への登用など、意思決定過程への女性の参画拡大に努めます。	総務課

基本施策９ 企業や各種団体における女性活躍の促進

方針決定過程の場への女性の積極的な登用や人材の育成に向けて、市の広報紙やホームページ等を活用した周知及び啓発に努めます。

取組名	取組内容	担当課
女性の登用や人材育成の促進	○企業や各種団体等における方針決定過程への女性の積極的登用や人材の育成に向けて、市の広報紙やホームページ等を活用した啓発に努めます。	地域福祉課 商工労働課
市民への各種制度等の周知	○市の広報紙やホームページ等において「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」や「やまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度」等について紹介し、市民の関心を高めます。	地域福祉課

【基本目標５】地域社会における男女共同参画の推進

基本施策 10 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動の場において、性別にかかわらず誰もが主体的に参画できるよう啓発に努めるとともに、女性役員の登用を促進します。また、地域活性化活動に取り組む団体や地域住民組織等の支援を推進します。

取組名	取組内容	担当課
地域活動における女性の参画拡大	○自治会、町内会やPTA、子ども会等、地域活動の場において、社会通念や慣習、しきたりにとらわれず、お互いが協力して地域活動ができるよう啓発に努めるとともに、女性役員の登用を促進します。	関係各課
地域の防犯体制の充実	○地域団体や警察等と連携を図り、地域における防犯パトロールやこども110番の家の推進、不審者情報の提供、学校安全対策の充実など、多様な見守り、防犯活動を推進するとともに、防犯に関する情報発信を行います。	総務課 地域福祉課 学校教育課 生涯学習スポーツ推進課
地域の主体的な取組の活性化支援	○地域住民組織等がまちづくりの課題解決に取り組んでいけるよう、性別にとられない地域の担い手の育成や地域運営組織の形成、環境づくり等の支援を行います。	地域振興課

基本施策 11 防災分野における男女共同参画の推進

防災活動への男女共同参画を促進し、地域防災力の向上に取り組むとともに、男女共同参画の視点や新しい生活様式を踏まえた避難所運営体制を構築します。

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画の視点による防災体制の構築	○「美祢市地域防災計画」に基づき、男女共同参画の視点及び新型コロナウイルス感染症拡大防止の新しい生活様式を踏まえた避難所運営体制の構築を目指します。 ○女性消防団員の育成に取り組み、女性消防団員が活動しやすい環境づくりに努めます。	総務課 消防本部

基本施策 12 国際交流を通じた男女共同参画の推進

国際交流活動に取り組むとともに、外国の文化や社会に理解のある人材育成を図り、多様な文化や価値観を認め合う、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進します。

取組名	取組内容	担当課
国際交流の促進と人材育成	○「中学生海外派遣」や「みねイングリッシュ・ビレッジ（山口大学留学生との交流）」など、友好都市との国際交流活動や海外研修を通じ、海外での活躍の場づくりに取り組むとともに、男女共同参画の視点を踏まえた、外国の文化や社会に理解のある人材の育成を図ります。	企画政策課 学校教育課
多文化共生のまちづくりの推進	○グローバル化の流れが進む中で、多様な文化や価値観を認め合う、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めます。	企画政策課

基本施策 13 共生社会に向けた福祉のまちづくり

高齢者や障害のある人も安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、市民との協働による地域福祉を推進するとともに、誰もが地域活動に主体的に参画できるよう、支援します。

取組名	取組内容	担当課
地域福祉活動の促進	○社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動のきっかけづくりとしての居場所の提供を支援するとともに、「美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画」に基づき、属性や年代にかかわらず、包括的な支援体制の下、地域福祉を推進します。	地域福祉課
高齢者の社会参加や生きがいの促進	○「美祢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉を推進するとともに、高齢者がその知識や経験を十分に生かし、地域活動等における担い手となるよう、老人クラブや地域住民グループを支援し、高齢者の社会参加や生きがいの促進を促進します。 ○美祢市有線テレビ（MYT）等を使った会員募集の広報等、シルバー人材センターへの支援を行います。	高齢福祉課 商工労働課
障害者福祉の推進	○障害の有無にかかわらず、誰もが地域で安心して生活できるよう「美祢市障害者計画」に基づき、障害者福祉の推進を図ります。 ○「美祢市障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害福祉サービスの充実を図ります。	地域福祉課

【基本目標6】生涯を通じた健康づくりの推進

基本施策 14 母子保健サービスの充実

妊娠から出産、子育てに至るまで切れ目のない母子保健の充実に取り組み、安心して子育てができるよう支援します。

取組名	取組内容	担当課
妊娠期から子育て期までの支援	○全出生児の状況を把握するとともに、母子保健推進員と連携して実施する「妊産婦・新生児等訪問指導」をはじめ、必要な相談等の支援を実施します。 ○妊婦健康診査や乳幼児健康診査など、妊娠期・出産期・子育て期において、母子の健康増進を図り、不安の解消に努めます。	健康増進課
育児支援の充実	○安心して子育てができるよう、妊婦教室や育児教室を開催します。	健康増進課

基本施策 15 ライフステージに応じた健康づくり

誰もが、生涯にわたって健康に心豊かに暮らせるよう「美祢市健康増進計画（いきいき健康みね 21）」に基づき、ライフステージに応じた市民の健康づくりを支援します。

取組名	取組内容	担当課
市民の健康づくりへの支援	○健幸百寿プロジェクトの「健康福祉の向上」及び「健康寿命の延伸」のテーマの下、医療、保健、介護のデータ分析による成果等を医療機関や介護サービス事業者と共有し、介護予防・重症化予防に向けた取組を進めます。 ○「美祢市健康増進計画（いきいき健康みね 21）」に基づき、健康相談や保健指導をはじめ、生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及など、市民の健康保持のための事業の充実を図ります。	関係各課 健康増進課
がん対策・生活習慣病予防の推進	○がん対策・生活習慣病の予防に向けて、がん検診や特定健康診査についてパンフレットやポスター等による周知を強化するとともに、未受診者に対して、はがきの送付等による受診勧奨を行います。 ○集団検診で栄養指導を行い、生活習慣病予防の充実を図ります。	健康増進課 市民課

取組名	取組内容	担当課
健康に関する意識の啓発	○妊娠届出時から各乳幼児健診での問診により、対象者には個別指導を実施するとともに、がん検診会場でも対象者に個別指導を実施します。 ○たばこ、アルコールが心身の健康に与える影響について、啓発活動を実施します。	健康増進課
健康体操の推進	○健康体操（やって美～ね体操、ラジオ体操、ロコモ予防体操等）の普及を図るとともに、各種相談や教室等で実施し、動きやすい身体づくりを支援します。	健康増進課
青少年健全育成活動の推進	○警察等と連携した市内の図書類販売店の巡回や薬物乱用根絶に向けた募金活動、チラシ配布などを行い、保護者や地域と連携して青少年を守る活動の充実を図ります。	生涯学習スポーツ推進課

【基本目標 7】 あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進（DV防止市町村基本計画）

基本施策 16 暴力を許さない意識づくり

様々なメディアを活用して、幅広い年齢層を対象に、あらゆる暴力を根絶するための意識啓発の推進や学習機会の充実を図り、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

取組名	取組内容	担当課
男女間における暴力に関する法律等の周知	○市の広報紙やホームページ、美祢市有線テレビ（MYT）等を活用し、あらゆる暴力の防止に関する法律や制度の周知を図るとともに、意識啓発を推進します。 ○若い恋人同士のDV（いわゆるデートDV）の実態や防止方法について周知することによって、若年層への意識啓発を推進します。	地域福祉課 学校教育課
暴力防止に向けた学習会等の周知	○県やその他団体等が主催する暴力防止に向けた学習会や研修会への情報を、幼稚園・保育園・学校等へ提供するとともに、市の広報紙やホームページ、美祢市有線テレビ（MYT）等の活用により、市民への周知を図ります。	地域福祉課
各種団体における学習機会の促進	○国や県等からの講師派遣事業や講座募集等を各種団体に周知し、暴力防止に向けた学習会や研修会の開催を促進します。	地域福祉課

基本施策 17 きめ細かな相談支援の充実

関係機関と連携して、相談窓口の周知や被害者の自立支援など、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実を図ります。

取組名	取組内容	担当課
相談体制の充実	○市の広報紙やホームページを活用し、暴力被害や虐待等についての相談窓口を周知するとともに、関係機関と連携し、適切な相談支援に努めます。	地域福祉課
相談従事者の資質向上	○相談員の研修やセミナー等への参加を促進し、資質向上に努めます。	地域福祉課
被害者の自立支援	○関係機関と連携して、被害者への適切な支援に努めるとともに、各種社会福祉支援制度の情報提供や就業支援など、個々の状況に応じた自立支援に努めます。	地域福祉課

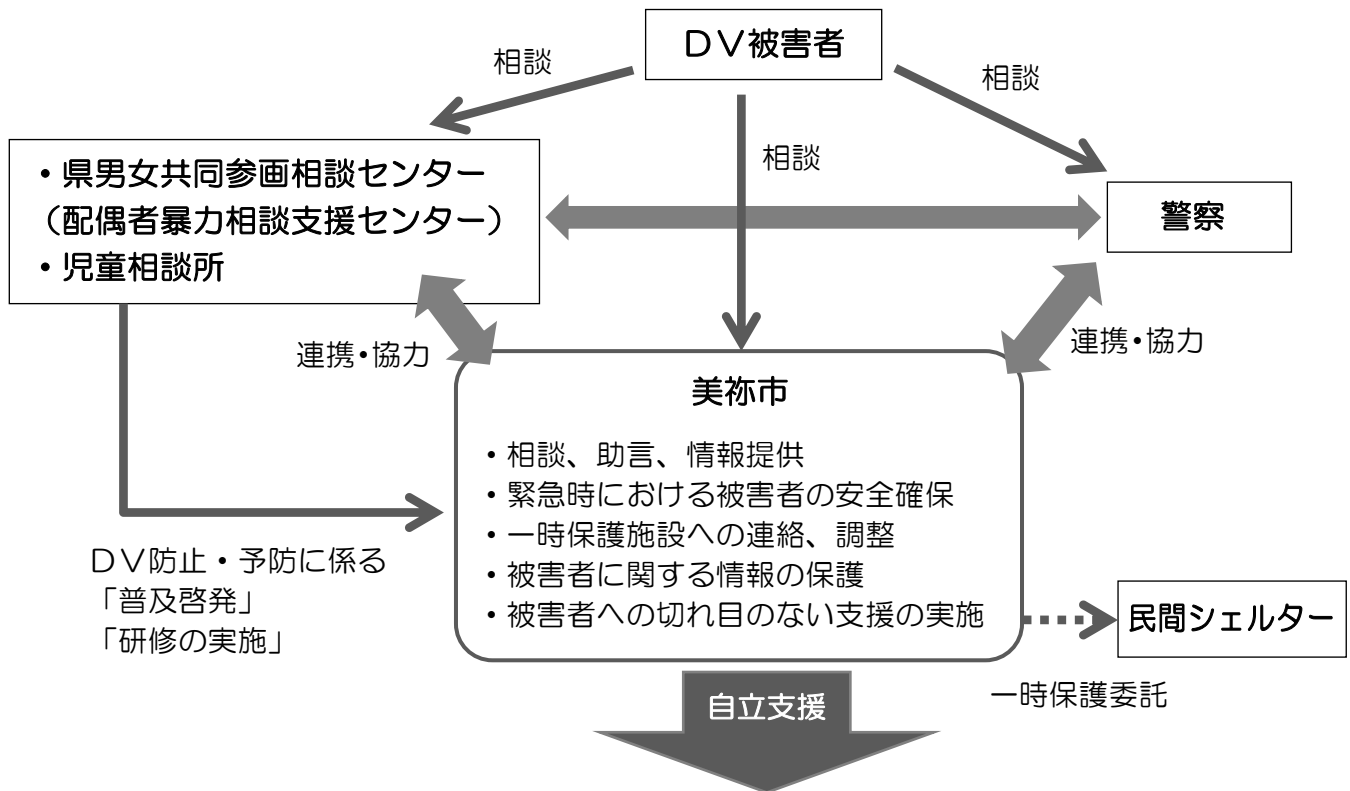
●配偶者からの暴力に関する相談【相談窓口】

名称	所在地	電話番号
山口県男女共同参画相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	〒753-0056 山口市湯田温泉 5-1-1 山口県婦人教育文化会館内	相談専用 083-901-1122 DVホットライン(緊急用) 0120-238122
市町名	担当窓口名	電話番号
美 祿 市	市民福祉部地域福祉課	0837-52-5228

●性犯罪被害等の相談【相談窓口】

名称	所在地又は担当機関	電話番号
やまぐち性暴力相談ダイヤル あさがお	山口県男女共同参画相談センター	083-902-0889

【参考／DV被害者への支援体制】



自立支援のための関係機関等

《市関係機関》

市民課	・住民基本台帳閲覧規制 ・国民健康保険、年金手続
地域福祉課	・生活保護 ・障害者支援 ・母子生活支援 ・保育所
健康増進課	・健康相談、心のケア
教育委員会	・就学手続、安全対策
高齢福祉課	・高齢者支援
建設課	・市営住宅

《心理的・医療的ケア》

・医療機関 ・健康相談 ・家庭児童相談

《法的手続き》

地方裁判所	・保護命令
法テラス	・法的相談 ・弁護士紹介

《その他》

・就労支援（ハローワーク）など

第6章 数値目標の設定

	評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和7年度	把握方法
【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の推進				
1	人権教育ふれあい講座・リーダー講座参加者数	327人 (令和元年度)	360人	生涯学習 スポーツ 推進課
2	社会全体において「男女は平等になっている」と 思っている市民の割合	市民 15.5% 中高生 39.4% (令和2年度)	増やす	市民・中高生 アンケート
3	学校教育の場において「男女は平等になっている」と 思っている市民の割合	市民 52.3% 中高生 64.1% (令和2年度)	増やす	市民・中高生 アンケート
【基本目標2】ワーク・ライフ・バランスの推進（女性活躍推進計画）				
4	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉や意味 を知っている市民の割合	市民 69.0% 中高生 44.2% (令和2年度)	増やす	市民・中高生 アンケート
5	「家族介護教室」延べ参加人数	324人 (令和元年度)	500人	高齢福祉課
【基本目標3】働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）				
6	仕事の場において「男女は平等になっている」と 思っている市民の割合	21.9% (令和2年度)	増やす	市民アン ケート
7	女性新規農業就業者数（累計）	8名 (令和2年度)	増やす	農林課
【基本目標4】あらゆる場における女性活躍の推進（女性活躍推進計画）				
8	市の審議会等における女性委員の割合	22.9% (令和2年度)	30%	全部局
9	「女性活躍推進法」という言葉や意味を知ってい る市民の割合	54.8% (令和2年度)	増やす	市民アン ケート

	評価項目	現状値 (年度)	目標値 令和 7 年度	把握方法
【基本目標 5】地域社会における男女共同参画の推進				
10	自治会などの地域社会活動の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	市民 29.6% 中高生 48.4% (令和 2 年度)	増やす	市民・中高生 アンケート
11	防災出前講座の開催回数	3 回 (令和元年度)	7 回	総務課
12	多文化共生事業参加者数 (累計)	88 人 (令和元年度)	260 人	企画政策課
13	介護予防のための「通いの場」(週 1 回以上開催)の数	11 箇所 (令和元年度)	15 箇所	高齢福祉課
【基本目標 6】生涯を通じた健康づくりの推進				
14	育児学級の参加率	65.1% (令和元年度)	70.0%	健康増進課
15	がん検診(胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん)受診率の平均値	10.2% (令和元年度)	11.8%	健康増進課
【基本目標 7】あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進(DV防止市町村基本計画)				
16	「DV防止法」という言葉や意味を知っている市民の割合	87.3% (令和 2 年度)	増やす	市民アン ケート
17	DVの被害者でどこ(だれ)にも相談しなかった市民の割合	53.3% (令和 2 年度)	減らす	市民アン ケート

第7章 プランの推進

【1】庁内の推進体制の整備

「美祢市男女共同参画しあわせプラン」は、市政のあらゆる分野にわたる計画です。長期的な視点に立ち、プランを着実に推進していくために、全庁的な取組を行います。

庁内の横断的組織である「美祢市男女共同参画推進本部」を中心に、関係部局との連携を図り、定期的に進捗状況を点検しながら、関連施策の総合的な推進を行います。

【2】男女共同参画の推進に関する審議会の設置・運営

幅広い分野にわたる各施策を着実に推進するため、学識経験者や市民の代表で構成する「美祢市男女共同参画審議会」において、市民の意見の把握及び施策に反映させるための調査・研究・審議を行います。

【3】国・県・関係機関・各種団体との連携

プランを効果的・計画的に推進するため、国や県、他の自治体の情報を的確に把握するとともに、市民・企業・各種団体等との連携を図ります。

【4】計画の周知

本プランの推進に当たっては、行政と市民や企業、関係団体等が連携し、協働して取り組むことが重要です。そのため、市の広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、本プランに基づく取組の実施内容について、広く周知に努めます。また、あらゆる機会を通して、関係機関や市民等からの意見やニーズを把握し、施策への反映を図ります。

資料編

1 策定経過

期日	項目	内容
令和2年 7月	アンケート調査	・市民アンケート調査の実施 ・中学生・高校生アンケート調査の実施
令和2年 8月7日	第1回 美祢市男女 共同参画審議会	・第2次美祢市男女共同参画しあわせプランの進捗状況について ・計画策定スケジュールについて ・市民アンケート及び中学生・高校生アンケートについて
令和2年 10月23日	第2回 美祢市男女 共同参画審議会	・男女共同参画に関する市民アンケート・中高生アンケートの結果について ・第3次美祢市男女共同参画プランの骨子案について
令和2年 12月8日	第1回 美祢市男女 共同参画推進本部会議	・第3次美祢市男女共同参画プラン（素案）について
令和2年 12月17日	美祢市男女共同参画 推進本部幹事会	・第3次美祢市男女共同参画プラン（素案）について
令和2年 12月21日	第2回 美祢市男女 共同参画推進本部会議	・第3次美祢市男女共同参画プラン（素案）について
令和2年 12月23日	第3回 美祢市男女 共同参画審議会	・第3次美祢市男女共同参画しあわせプラン計画案諮問
令和3年 1月8日 ～2月8日	パブリックコメント	・市民からの意見募集
令和3年 2月26日	美祢市男女共同参画 審議会（書面）	・第3次美祢市男女共同参画プラン（計画案）について
令和3年 3月22日	計画案答申	・第3次美祢市男女共同参画プラン計画案答申

2 美祢市男女共同参画審議会委員名簿

区分	氏名	所属団体	備考
第1号委員 女性団体を 代表する者	松本 弘子	美祢市母子寡婦福祉連合会	
	杉山 秋子	美祢市連合婦人会	
	山田 泰子	美祢市母子保健推進協議会	
	木村 まり子	J A 山口県美祢統括本部女性部	副会長
第2号委員 地域を代表 する者	山本 珠代	美祢市地域活動連絡協議会	
	守田 宏和	美祢市民生委員児童委員協議会	
	松原 良子	美祢市生涯学習のまちづくり 推進協議会	
第3号委員 職域を代表 する者	小野 義夫	美祢市商工会	
	原田 眞照	高山産業株式会社	
	伊賀 信之	美祢市社会福祉協議会	
	山本 勉	一般社団法人美祢市観光協会	
第4号委員 学識経験者	小林 法子	行政関係	会長
	前田 耕次	教育関係	
	大橋 瑞枝	人権関係	
第5号委員 公募による者	末永 義美	公募	

3 美祢市男女共同参画推進条例

平成 24 年 3 月 16 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画を推進するための基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本事項を定めることにより、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられるとともに、男女が直接又は間接に性別による差別的取扱いを受けないこと。
- (2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されるとともに、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (3) 男女が市その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすること。
- (5) 妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、男女が互いの意志を尊重すること及び生涯にわたり互いに健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際社会の動向を勘案して行うこと。

(市の責務)

第 4 条 市は、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、男女共同参画を阻害するようなセクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせるような性的言動をいう。）及び男女間の暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。）を根絶するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力する責務を有する。

(基本計画)

第 7 条 市長は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、あらかじめ第 17 条に規定する美祢市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 4 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策実施における配慮)

第 8 条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第 9 条 市は、男女共同参画に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(市民の理解を深めるための措置等)

第 10 条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(民間活動に対する支援)

第 11 条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 12 条 市は、市民、事業者、国及び県と連携しつつ、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第 13 条 市は、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策について報告書を作成し、公表するものとする。

(事業者の報告)

第 14 条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(苦情の申出の処理)

第 15 条 市長は、市が実施する男女共同参画に関する施策又は推進に影響を及ぼすと認められる施策について市民又は事業者から苦情の申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

(相談の申出の処理)

第 16 条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害について、市民又は事業者から相談の申出があったときは、関係機関と連携し、適切に処理するよう努めるものとする。

(美祢市男女共同参画審議会)

第 17 条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、美祢市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、15 人以内の委員で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 女性団体を代表する者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 職域を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する市の計画は、第 7 条の規定により策定された基本計画とみなす。

(美祢市男女共同参画審議会条例の廃止)

3 美祢市男女共同参画審議会条例（平成 20 年美祢市条例第 231 号。以下「廃止前の条例」という。）は、廃止する。

(美祢市男女共同参画審議会委員に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に廃止前の条例第 2 条第 2 項の規定により委嘱された美祢市男女共同参画審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第 17 条第 3 項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第 17 条第 4 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 美祢市男女共同参画推進条例施行規則

平成 24 年 3 月 16 日

規則第 6 号

改正 平成 24 年 4 月 23 日規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、美祢市男女共同参画推進条例（平成 24 年美祢市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 美祢市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、市民福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 21 号）

この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

5 美祢市男女共同参画推進本部設置要綱

平成 20 年 7 月 1 日
訓令第 93 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の実現を目指し、本市における男女共同参画に関する諸施策を総合的かつ効果的に推進するため、美祢市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 美祢市男女共同参画プラン策定に関すること。
- (2) 男女共同参画行政に関する施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (3) 男女共同参画行政に関する施策の連絡調整に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画行政に関し本部長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 委員は別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は、推進本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、第 2 条各号に掲げる事項について調査及び研究を行う。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 議長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第 6 条 推進本部に、美祢市男女共同参画プランの案を策定するための幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

2 幹事会の構成員は、別表第 2 に掲げる部署から、その所属長が推薦した者を充てる。ただし、必要があると認めるときは、市長が適当と認めた者を充てることができる。

(庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は、市民福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年訓令第 8 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年訓令第 10 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年訓令第 18 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年訓令第 30 号）

この訓令は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年訓令第 29 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年訓令第 37 号）

この訓令は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年訓令第 7 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年訓令第 7 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年訓令第 15 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

総務部長
総合政策部長
市民福祉部長
建設農林部長
観光商工部長
美東総合支所長
秋芳総合支所長
上下水道局長
病院事業局管理部長
議会事務局長
教育委員会事務局教育次長
消防本部消防長

別表第 2 （第 6 条関係）

総務課
企画政策課
地域振興課
生活環境課
健康増進課
地域福祉課
高齢福祉課
農林課
商工労働課
美東総合支所総合窓口課
秋芳総合支所総合窓口課
経営企画室
教育委員会事務局学校教育課
教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課

6 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者
(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわ
らず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年法律第 64 号
最終改正 令和元年法律第 24 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- （2） 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- （3） 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法24・一部改正)

第2節 一般事業主行動計画等

(令元法24・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法24・一部改正)

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法24・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法24・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法24・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(令元法24・追加)

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構

成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。(平29法14・一部改正、令元法24・旧第12条繰下・一部改正)

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法24・旧第13条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法24・旧第14条繰下)

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法 2 4・旧第 1 5 条繰下)

第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 2 0 条 第 8 条第 1 項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第 8 条第 7 項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法 2 4・旧第 1 6 条繰下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 2 1 条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法 2 4・旧第 1 7 条繰下・一部改正)

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第 2 2 条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法 2 4・旧第 1 8 条繰下)

(財政上の措置等)

第 2 3 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法 2 4・旧第 1 9 条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第 2 4 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法 2 4・旧第 2 0 条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第 2 5 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法 2 4・旧第 2 1 条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第 2 6 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法 2 4・旧第 2 2 条繰下)

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法24・旧第23条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法24・旧第24条繰下)

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法24・旧第25条繰下)

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法24・旧第26条繰下・一部改正)

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法24・追加)

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法24・旧第27条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法24・旧第28条繰下)

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(令元法24・旧第29条繰下・一部改正)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法24・旧第30条繰下・一部改正)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

(令元法24・旧第31条繰下・一部改正)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平29法14・一部改正、令元法24・旧第32条繰下・一部改正)

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、

第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法24・旧第33条繰下・一部改正)

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

(令元法24・旧第34条繰下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法24・一部改正)

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2) 及び (3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用につい

ては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成 13 年法律第 31 号
最終改正 令和元年法律第 46 号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

（2） 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

（3） 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

（4） 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

（5） 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

（6） 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。

第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。))が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。))により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。))により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。))に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。))その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて運用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 〔平成16年法律第64号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施

行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成25年法律第72号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則〔平成26年法律第28号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則〔令和元年法律第46号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(2) 第2条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日

(3) 第2条中児童福祉法第12条の改正規定(同条第4項及び第6項に係る部分並びに同条第1項の次に1項を加える部分に限る。)及び同法第12条の5の改正規定 令和5年4月1日

9 山口県男女共同参画推進条例

平成12年7月11日山口県条例第34号
最終改正：平成17年7月12日条例第52号

前文

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方を選択することができる社会を実現することは、私たち山口県民の願いであり、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組が進められてきた。

しかしながら、いまだに、性別による固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択を妨げる要因が根強く残っている。

このような状況の中で、今後、少子・高齢化の進展等、社会の急速な変化に的確に対応しつつ、男女平等を基礎とし、男女が社会のあらゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことのできる県づくりを進めていくことは、重要な課題である。

ここに、私たちは、男女が、互いにその生き方を尊重し、共に喜びを分かち合うことのできる、豊かで活力に満ちた山口県を目指すことを決意し、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる機会を確保することが極めて重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。

6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際社会の動向を勘案して、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、県が実施する男女共同参画に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第6条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

2 県民は、男女共同参画を阻害するようなセクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせるような性的な言動をいう。）及び男女間の暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。）を根絶するように努めなければならない。

い。

第2章 男女共同参画に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町男女共同参画計画の策定に関する助言等)

第8条 知事は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画に関する施策についての基本的な計画の策定に関し、技術的な助言、情報の提供等を行い、又は当該技術的な助言、情報の提供等を行うため必要な資料の提出を求めることができる。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第10条 県は、男女共同参画に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第11条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるように適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第12条 事業者及び県民の間に広く男女共同参画に対する関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年10月とする。

3 県は、男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(男女共同参画に関する教育及び学習の振興)

第13条 県は、県民があらゆる機会を通じて男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるようにするため、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動に対する支援)

第14条 県は、事業者又は県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、国、市町、事業者及び県民と連携しつつ、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、県議会に、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

(事業者の報告)

第17条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(苦情の申出の処理)

第18条 知事は、県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事業者又は県民からの苦情の申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出のうち特に必要があると認められるものについては、審議会の意見を聴くものとする。

(相談の申出の処理)

第19条 知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による

人権の侵害に関する事業者又は県民からの相談の申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、前項の申出を処理する職員（以下「男女共同参画相談員」という。）を置くものとする。

3 男女共同参画相談員は、次に掲げる事務を行う。

一 事業者又は県民の相談に応ずること。

二 申出の処理のために必要な調査、指導及び助言をすること。

三 前2号に掲げるもののほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のために必要な措置を講ずること。

4 知事は、第1項の申出のうち必要があると認めるものについては、審議会の意見を聴くことができる。

第3章 山口県男女共同参画審議会

第20条 男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

（附属機関の設置に関する条例の一部改正）

2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年山口県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部山口県女性問題対策審議会の項を削る。

附 則（平成17年条例第52号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

10 用語解説

用 語	初掲載 ページ	説 明
【あ行】		
I o T	1	Internet of Things の略で「情報通信技術」の概念を指す言葉のこと。パソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続しているインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品等の「モノ」をつなげることにより、機器の遠隔操作など多様な付加価値を生む技術をいう。
新しい生活様式	49	新型コロナウイルス感染症対策として、飛沫感染や接触感染、近距離の会話などへの対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式のこと。そのうち「働き方の新しいスタイル」では、テレワークや時差通勤、オンライン会議などが提唱されている。
A I	1	Artificial Intelligence の略で「人工知能」と訳される。コンピュータが大量、多様なデータを分析し、推論や判断、学習等、人間の脳にしかできなかったような高度で知的な作業を、プログラム等の人工的なシステムにより行えるようにした技術のこと。
M字カーブ	12	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 歳代前半を谷とし、20 歳代後半と 30 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になること。
L G B T (Q+)	27	性的な少数者という意味を示す。例えば、性別に違和感を抱えている人や、恋愛感情などが異性に向かう多数派ではない人、身体的な性別や性自認が不明瞭な人などのこと。 L：レズビアン G:ゲイ B:バイセクシュアル（両性愛者）T：トランスジェンダー（性的違和感を持つ方）Q：クエスチョニング、クィア +：その他
【か行】		
家族経営協定	30	家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間で十分に話し合い、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
国際婦人年	3	昭和 47 年の第 27 回国連総会において、女性の地位向上のため世界規模で行動すべき取組が提唱され、昭和 50 年を国際婦人年とすることが決定された。また、昭和 51 年～昭和 60 年までの 10 年間を「国連婦人の 10 年」とした。
固定的な性別役割 分担意識	1	男性、女性という性別を理由として「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等、役割を固定的に分ける考え方のこと。
【さ行】		
ジェンダー	3	社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」など、画一的で多数派の性差意識（社会的性別）のこと。
ジェンダー・ ギャップ指数	3	スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。
女性の職業生活に おける活躍の推進 に関する法律（女 性活躍推進法）	5	働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、平成 27 年 8 月に成立した。

用 語	初掲載 ページ	説 明
セクシュアルハラスメント (セクハラ)	21	相手が望まない性的な言動(性的嫌がらせ)を行い、それによって仕事などを遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返したりすることによって就業環境や学業環境などを著しく悪化させること。今日では、男性から女性に対するものだけではなく、女性から男性へ、あるいは同性間での性的嫌がらせも、セクシュアルハラスメントとみなされる。
積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	23	職場などにおいて、例えば「営業職には女性がほとんど配置されていない」「管理職は男性が大半を占めている」など、労働者の間に事実上、男女間の格差が生じているとき、それを解消するために企業等が行う自主的かつ積極的な取組のこと。それは単に、女性を「優遇」するためのものではなく、女性が男性よりも能力を発揮しにくい環境にある場合に、そのような状況を「改善」するための取組とされる。

【た行】

男女共同参画社会	1	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。(性別にかかわらず、一人一人の個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮することができる社会のこと。)
男女共同参画社会 基本法	1	男女共同参画社会の形成を促進するために、国や地方公共団体、国民の責務を明らかにするための基本理念を定めるとともに、施策の基本となる取組を定め、それを、総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年に公布、施行された法律をいう。
男女雇用機会均等 法	30	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のこと。昭和60年に制定され、平成9年には、差別禁止規定や職場のセクハラ防止、ポジティブ・アクションの促進を盛り込む改正が行われた。さらに、平成18年には、差別の禁止範囲を男女双方に拡大し、体力や勤務条件等による間接差別の禁止や妊娠、出産等を理由とする不利益な扱いの禁止等を盛り込む改正が行われた。
デートDV	26	若年層を中心とした、交際相手から振るわれる暴力のこと。相手の交友関係や行動をしぼる、怒鳴ったり暴力を振るう、性行為を強要する、避妊に協力しないなど、様々な形態の暴力を含む。
D V (ドメス ティック・バイオ レンス)	1	配偶者やパートナー、恋人などによって振るわれる暴力のこと。「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく「大声で怒鳴る」「無視する」「大切にしているものを壊す」といった精神的暴力、「生活費を渡さない」といった経済的暴力、「性的な行為を強要する」といった性的暴力、「家族や友人との付き合いを制限する」といった社会的隔離、「子どもに暴力を見せる」といった子どもを巻き込んだ暴力など、多様な形態がある。

【は行】

配偶者からの暴力 の防止及び被害者 の保護等に関する 法律(DV防止法)	5	配偶者(事実婚を含む。)又は元配偶者による暴力から被害者を保護することを目的とした法律をいう。被害者は裁判所に保護命令を申し立てることができる。
パブリックコメン ト	8	意見公募手続きのこと。市町村などの行政機関が政策の立案等を行う際に、案に対して広く市民や事業者等から意見や情報を提出してもらう機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。

用 語	初掲載 ページ	説 明
【ま行】		
メディア・リテラシー	27	テレビ番組や新聞記事などメディアからのメッセージを正しく読み解く能力のこと。
【わ行】		
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	37	「仕事」と「仕事以外の生活（育児や介護、趣味、学習、地域活動等）」とのバランスをとり、その両方を充実させる働き方や生き方を選択し、実現できる状態のこと。

**第3次美祢市男女共同参画しあわせプラン
～ 認めあい 支えあい とともに歩むまち美祢 ～**

発 行 者／美祢市 市民福祉部地域福祉課 男女共同参画推進室
〒759-2292 山口県美祢市大嶺町東分 326-1
TEL (0837) 52-5227
FAX (0837) 52-1490
E-Mail: fukushi@city.mine.lg.jp

※表紙及び裏表紙に掲載の絵は、令和3年度に募集し選考したものです。



優秀作品（大嶺中学校 重岡希美さん）